

1 2 月 5 日 (第 2 日)

12月5日(金)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
企画部長	山本 修司	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	島津 慎二	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	箱田 伸洋	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司
子育て支援センター長	新庄 啓子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第9号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第3	同意第3号	公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第4	承認第5号	専決処分の報告と承認について（平成26年度江田島市一般会計補正予算（第3号））について
日程第5	議案第85号	江田島市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案について

日程第 6	議案第 8 6 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 7	議案第 8 7 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 8	議案第 8 8 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 8 9 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 9 0 号	江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について
日程第 1 1	議案第 9 1 号	江田島市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例案について
日程第 1 2	議案第 9 2 号	江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案について
日程第 1 3	議案第 9 3 号	江田島市認定こども園条例案について
日程第 1 4	議案第 9 4 号	江田島市税条例等の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 9 5 号	江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 9 6 号	市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 9 7 号	江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 9 8 号	江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 9	議案第 9 9 号	江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 2 0	議案第 1 0 0 号	江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 2 1	議案第 1 0 1 号	字の区域の変更について
日程第 2 2	議案第 1 0 2 号	平成 2 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 3	議案第 1 0 3 号	平成 2 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 1 0 4 号	平成 2 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 1 0 5 号	平成 2 6 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 26 議案第 106 号 平成 26 年度江田島市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 27 議案第 107 号 平成 26 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 28 議案第 108 号 平成 26 年度江田島市交通船事業会計補正予算(第 2 号)

開会（開議） 午前10時00分

- 議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は18名です。  
定足数に達しておりますので、これより、平成26年第5回江田島市市議会定例会  
2日目を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（山根啓志君） 日程第1、一般質問を、昨日に引き続き行います。  
一般質問の順番は、通告書の順に行います。  
2番 酒永光志議員の発言を許します。
- 2番（酒永光志君） 傍聴席の皆様、朝早くから傍聴にお越しくださいませまこと  
にありがとうございます。  
2番議員の酒永光志、通告に従い、2点の一般質問をさせていただきますので、よ  
ろしく願いいたします。  
最初に、地方港湾三高港整備についてでございます。  
昨年の12月定例会、議員改選後、初の定例会において一般質問を行った、地方港  
湾三高港整備構想について、質問後1年が経過しております。  
この間の市の取り組みについて伺います。  
また、三高港整備のためには、本市の最上位計画であります現在策定中の第2次江  
田島市総合総合計画の基本計画・実施計画において、明確な位置づけが重要と思いま  
すが、考えを伺います。  
次に、行政懇談会の実施についてでございます。  
江田島市は、現在、第2次江田島市総合計画の基本構想・基本計画を策定中でござ  
います。  
11月18日に開催された第11回全員協議会の冒頭の市長のあいさつの中では、  
この計画を含め本年中に10種に及ぶ各種計画を取りまとめるとありました。  
いずれも、今後5年から10年の江田島市の指針を決定する重要な計画であり、こ  
の1年間は、本市の将来を見越す大変重要な年であると思えます。  
ターニングポイントとしてのこの1年、市民の生の声を直接聞き、各種計画に反映  
させるべく行政懇談会の実施が必須であると思えますが、市長の所見を伺います。  
以上、2点について答弁よろしくお願いをいたします。
- 議長（山根啓志君） 答弁を許します。  
田中市長。
- 市長（田中達美君） 改めましておはようございます。  
きょうは県北地方では大雪警報などが出て、大変寒い1日がスタートいたしました。  
昨日に引き続きまして、定例会の2日目大変御苦労さまでございます。

また、市民の皆様には、早朝から傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、お答えいたします。

三高港整備構想の取り組み状況についてでございますが、昨年の12月議会において、整備構想の今後については、「現在の利用状況や将来予測を検討し、適切な規模の計画としていく必要があるが、駐車場の整備や待合所の老朽化などの残された課題の解消に向けて、実現可能な整備計画の策定について県と協議する」と答弁いたしました。

また、ターミナルや最寄りの公共施設の対応については、「公共施設のあり方市民委員会」の議論を踏まえ、現在の切符売り場や売店に加え、支所や公民館、三高派出所など、港湾施設だけではなく、陸上を含めた全体の整備を行政側と地域の方々と意見交換して進めていきたい」とお答えしました。

この間、港湾管理者である県とも協議を行いました。港の整備のためには、市として港周辺のまちづくりの方針を明確にすることが必要との意見をいただきました。

したがって、三高港整備構想の再検討のためには、このたび策定しました「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」と、現在検討中の「第2次江田島市総合計画」、さらには西能美航路の公設民営化の動向も注視する必要があると、具体的な検討が進んでいないため、現在まで地域の皆さんとの意見交換の場を持つには至っておりません。

今後は、これらの基本方針や総合計画との整合を図り、現在の三高港の利用状況等を調査・分析した上で、できるだけ早い時期に、三高港全体の整備をどのように進めていくべきか、意見交換の場を持ちたいと考えております。

次に、第2次江田島市総合計画への位置づけについてですが、既に策定している「第2次総合計画基本構想」においては、「第5章 土地利用構想」において、三高地区などの地域拠点については、「都市拠点を補完する地域として、公共公益機能、商業機能、交流機能、島内外の交通結節機能等の充実に努める」としてしております。

また、交流ネットワーク軸の形成という面からは、「海からの玄関口であり、交通結節点となる港湾施設の機能の維持強化に努める」としてしております。これを受けた、第2次江田島市総合計画の基本構想案には、基本構想計画は現在パブリックコメントを実施中ですが、この「第6章 基盤部門の2、港湾漁港の整備」において、三高港については、市民ニーズなども勘案しながら、整備構想を見直し、事業化の検討を進めるとの記載をしております。今後、市民の皆さんの御意見をいただき、基本計画を取りまとめるとともに、事業化に向けた検討を進めたいと考えております。

次に、行政懇談会の実施についてお答えいたします。江田島市では、各種計画の策定など重要な案件を検討する際には、必要に応じて、審議会構成員としての参加、ワークショップや住民説明会の開催、パブリックコメントの実施などの手法を活用し、市民の皆様のお意見の反映を図っているところです。さらに、市民の皆様から、この案件について、もう少し詳しく聞かせて欲しいなどという要望があれば、少人数でも出かけていく、出前講座などの制度も設けております。市としては、市の重要案件を一括して議論する行政懇談会を開催するのではなく、特定の案件ごとに、的を絞って議論を深めていく現在のスタイルにより、市政運営に関する市民の皆様の御意見をこまめに反映して

いくよう、努めてまいります。今後も、このような方針で、市民の皆様にも、もちろん議員の皆様にも、しっかり説明責任を果たしてまいろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） はい、答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、地方港湾三高港整備についてでございます。

ただいまの市長の答弁で、県へのアタックは、既にやっていただいたということで、市長の考えが1年前と変わっていないということに、まず安心をしております。

一時は何もないもんですから、少なからずこの1年間失望感を感じておったわけですが、ただいまのとおりにですね、ぜひともやっていただきたいと思っております。

昨年、12月定例会で、市長からはっきりとした御意見を伺いました。

港湾整備だけでなく、陸上施設においても、地域の方が利用しやすいような総合的な機能を持った、複合施設を建設できればということでもあり、また、地域と意見を交換しながら事を進めたいということでもございました。

議員にもですね、地元に戻ったら、市の方ではそのように考えていることを伝えてほしいということがございましたので、議会だよりでの広報はもちろん、地元でもそのように説明をしてきたところでございます。

次に、昨年の質問の最後に、三高港につきましては漁港の機能ということも多分にあるということをおっしゃっていただきました。

市長が答弁された具体の計画構想、これらを絵に落としさせていただいて、これをもとに地元との検討会を少しでも早くを立ち上げていただきたい旨の要望をし、私は、昨年の質問を終えております。

フェリーの一元化もなされた今、西能美の玄関港であります三高港の整備は、市としても喫緊の課題ではないでしょうか。

先ほども市長が、できるだけ早急に、地元との意見交換の場を立ち上げて、検討会議これらを催したいとおっしゃっておられました。

これについて、その時期等、もし今お考えがございましたら、お聞かせください。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 質問にお答えいたします。

来年度の土木建築部としての考え方なんでございますが、先ほど今、議員がおっしゃいましたようにですね、今年度は、「公共施設のあり方に関する基本方針」、そこら辺が出てきて、あの周辺にあります三高会館とか、そういったようなものの利用も市としてどういうふうにしていくのか、ということの考え方の整理を待っていたような状況でございましたが、今回、そこら辺の考えがまとまったということを踏まえまして、27年度は現在のフェリー、あるいは漁業活動、そういったような港の利用状況、それから将来の利用者の予測などを行って、公共施設のあり方に関する基本方針、これも踏まえて集会所の有無も含めて、航路事業者とか、漁協の皆さんなど、地元の意見を聞きな

がら、三高港の整備構想を考えると、そういったような取り組みに着手していきたいというふうに考えております。

その中で、港湾施設の配置計画、そういったようなものの比較検討案も考えていながら、なるべく早い時期にですね、地元の方にお話をさしていく機会を設けさせていただきたいと思っております。

ただ、現時点でいつになるかということに対してですね、ちょっとまだそういった状況には、申し上げる状況にはないと思っております。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） はい、ありがとうございます。

次に、土木建築部長にお聞きしますけれども、港湾や漁港の整備において、計画段階から実施に至るまでの期間について、資料があれば、身近な港の例でお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 県とちょっと話をする中で、三高港の今後のことについて、ざっくりとした考え方を話をしたときにですね、整備の案がまとまって、それから、皆さんの地元の方との意見集約に、やはり1年ぐらいはかかるだろうと。

それから、それを踏まえて県の方が計画を策定し、新規予算の要望をしていくということになると、やはり4年から5年かかるのではないかというような考え方でございました。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ありがとうございます。

まず、計画段階からですね、完成まで、まず、計画段階から着手までですね、4年はかかるということの返事でございます。

まあ、あの事業規模によると思っておりますけれども、検討会議から計画段階、事業実施までの行程、これは事業規模にかかわらず、やはり、4、5年はかかるんじゃないかならうかと思っております。

また、実施にかかりますと、ものすごく長い期間を要するわけでございますね。

少しでも早くそのスタートを切る必要があると思っております。

県や国に対してですね、事業要望をするためには、本市の最上位計画であります、現在策定中の第2次江田島市総合計画の基本計画・実施計画において、漁港機能の充実を含めた三高港の整備を明確に位置づけていただき、これをスタートとして、事業化を進めていただきたいと思います。

合併してですね、既に10年が経過しました。

昨年、質問して1年、あっという間でした。

まずは、スタートを切ることが必須と思っておりますので、よろしく願いをいたします。

もう1点、箱田土木建築部長にお聞きをしたいんですが、昨年の質問後、すぐに三高港の現状を見ていただきました。

大変ありがたいと思っております。

答弁の中でですね、問題点については、管理者である県に要望を伝え、早急に対処できるものから対応させていただきたいということでしたが、状況はどうでしょうか、

お聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 昨年の要望の内容でございますが、議会におきまして、議員の方から赤灯台の防波堤の沈下とか、栈橋、護岸の老朽化、それから、栈橋や渡橋に屋根がなくて、栈橋の上の鉄板がすべってこけた方がいらっしやったとか、そういったような幾つかの要望をいただいたところでございます。

で、先ほどお話いただきましたように、その後、県の方にも、私も現地見させていただきまして、県の方にそのことを伝え、現地を見ていただきました。

その後の対応の状況でございますが、ここを2年間ですけれども、まず、25年度ではですね、漁協東側にある船揚場、これがちょっと狭いということですね、漁協からの要望があって、それを広げさしていただいたということが1点ございます。

それから26年度は、先ほどの議会でのお話を受けまして、フェリー栈橋の鉄板の滑りどめの舗装を、今黄色く舗装しておりますけれども、この舗装をやらしていただきました。

それから、三高会館西側に、柳の前川という小さい河川がございますが、その河川の河口部分の護岸の補修を今年度ですね、26年度にやらしていただいております。

その他の要望につきましては、県にお伝えはしておりますけれども、予算の関係等では着手できてないというような状況でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 老朽化した港湾施設、特にポンツーンやですね、渡橋等の接岸施設や乗降客のための施設、特にですね、雨降り時の対策、これについては特に三高港は遅れておる現状にあります。

江田島市を訪れる方々ですね、第一歩の、私はおもてなしの場ではないかと、このように思っております。

引き続きの対策をですね、お願いしまして、三高港整備についての質問を終わります。

とにかく、まずスタートをしていただきたい。

簡単でもよろしいですので、一つの絵を書いていただきまして、地元にも、たたき上げのものとしてですね、やっていただいて、交換の場、意見交換の場を設けていただきたい、これを切にお願いをいたします。

次に、行政懇談会の実施についての再質問をさせていただきます。

私が、この質問を考えた一つの要因に、議会報告会があります。

本市議会は、本年4月1日施行の議会基本条例に基づき、11月12日から15日まで、4日間連続で議会報告会を開催しました。

4町いずれの会場でも、市議会に対する要望・苦言が寄せられ、議員の1人として大いに反省するとともに、勉強をさせていただいたところでございます。

その中で、執行部や執行権に関する疑問や苦情、あるいは要望も多く寄せられ、答えに窮する場面が多々ある中、多くの市民の皆様が、市政に対し強く関心を持たれてお

られることを、我々議員全員が痛感し、行政懇談会の必要性を強く感じさせられた報告会でもありました。

執行部による行政懇談会、市議会による議会報告会、この二つが実施されることによって、市民の行政に対する参加意識や会そのものの実施目的が遂行できるものと思いますがどうでしょうか、お伺いします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 行政懇談会の手法の問題になるんじゃないかと思うんですが、合併してから、江田島市の執行部の方の行政懇談会の手法がですね、ある程度テーマを決めまして、その中で、市民の方のいろんな意見をお聞きしながら、その意見を取り入れてやっていく手法をやっております。

他の市町のいろいろお話をお聞きするんですが、やはり広く市民の方に出席していただいて、いろんな意見をフリートーク的な形で出していきますと、なかなかいろんな意見が出てまとまらないような状況が、多々見受けられます。

そういったこともございますし、江田島市の中でこれまでいろんな説明会とかやっていくときもですね、そういったことの傾向が強く出ておりますので、今の江田島市の行政懇談会の手法としては、テーマを決めて、それに対しての意見とかそういったものを出していただくような手法で、これからも進めていきたいと今考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） およそ、そういう答え返ってくるということは予想はしておったんですけども、まず、我々が議会報告会に臨んだ折にですね、本当に悩ましい質問、要望が出されます。

それに対してですね、我々の答弁は執行権に関する答弁はできない、これは当然でございます。

そしたらですね、本当に子供の使いのような状況のようなことになってしまってますね、せっかくの議会報告会がですね、何かこう、不完全燃焼のままで終わってしまいます。

そこで、こういう行政懇談会はですね、市の方で開いていただいて、で、それと一緒にじゃないんですけども、それに相まって、また議会報告会は議会報告会としてやらしていただければ、それぞれの会の目的が、私は達成すると思います。

今、総務部長の方からですね、それぞれのテーマ、計画においてですね、その策定において、市民の声を聞くためにですね、ワークショップ、パブリックコメント、また、市のホームページ等でですね、市民の意見をお聞きすると、出前講座も、そのまたひとつだと思います。

これも当然、私は必要なことだと思います。

しかし、それだけではですね、不十分ではないのかなという気持ちが私にはあります。

市内に例えばですね、10地域があったらですね、やはり10通りの考え、思いがですね、その地域、地域には存在すると思います。

その地域課題をですね、解決するためには、やはり、地域に出向き、それぞれの地域の思いや市に対する要望を直接、市民から聞かせていただき、それを計画の中に反映していくことによって、江田島市民の暮らしの満足度をアップさせることのできる計画になると、私は思います。

合併によるですね、行政と市民のつながりが希薄になりつつある今でこそですね、この行政懇談会を実施する機会、チャンスではないかと私は思っておりますが、このことについて、市長、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 市民の皆さんに、例えば情報を伝えることとか、それから市民の皆さんの意見をどうのように吸い上げて、行政に反映していくかというのは、これは、ずっと昔からの一種の課題のような形です。

それぞれの議員さんも感じておると思いますけれども、ずっと以前から、このことについてですね、旧町時代から町民の皆さんとの懇談会などを実施された場合もありますし、その結果、何でもどうぞ、というような形ですね、行政懇談会を開いた時にはですね、一種の行政たたきのような形ですね、終わってですね、お互いによかったねというようなことが、あまり聞かれませんでした。

そういった長い経過の中でですね、江田島市としては、先ほど部長が、総務部長が説明いたしましたように、課題ごとに持ち出して、そのことについて集中的に懇談会を例えばする、とかいう形をとっております。

そうしないと何でもどうぞと言いますと、はっきり言いましてですね、ここにこれだけの人がおりますけれども、一人一人自分の課題というのは違います。

例えば、高齢者を抱えとる人はですね、福祉のことを、介護のことをしっかりやってくれ、ほかのことはどうでもええんじやと、親の介護で死にそうな目におうとんじや、いうて介護のことを言います。

それぞれの立場で、それぞれの自分が抱えてる課題が違いますので、どういうことかと言うと、介護の目指すべき介護の制度の中で、100%安心して暮らせる時代には入っていません。

まだ足りない分がたくさんあります。

教育、子供が小さい、子供を抱えとる方は、教育のことを100%目指して、もうこの江田島市では教育のことについては、何も言うことのない、というような状況になっておりません。

それぞれの分野の中でですね、教育、福祉、さまざまな産業、そういったものの中で、皆、実は目指すべきものが100とすれば、皆どこかの段階で、50のものもありますし、70のものもあるかもわかりません。

皆、足りない部分があるわけです。

その足りない部分を、行政懇談会を開いたときには、それぞれの立場の人がですね、ここがまだ足りないじゃないかと。議員は何をしとんだと、職員は何をしとんだという言うわけです。

これ、間違いなしに足りてないんですよ。はっきり言いますと。

その部分をですね、参加された方がそれぞれ、自分の個人的に抱えてる課題とか、地域で抱えてる課題のことをですね、私は地域で抱えとる最大公約数的な課題を出してくれるのはいいこと、それが理想的な行政懇談会じゃと思うんですが、そこへ個人の考えが皆入ってですね、さまざまなこと言いますから、議論がばらばらで最後には何もまとまらずに終わったと。

悪い言葉で言えば、叩かただけで終わったというような形になりますんで、私は、そういう何でもどうぞ、というようなスタイルではなしに、やはりある程度、的を絞って、例えば中町地区では、今のまちをどういう形にするのが1番いいんかね、とか、そういったこう、最大公約数的なものに対してですね、議論を市民の皆さんから、意見を聞くのは非常に有益なことで、そういった部分では、やる必要があると思いますけれども、何でもどうぞというスタイルの行政懇談会は、私はやるべきじゃないと思っております。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今、市長が最後に話をされました。

私も、その意見には賛成をいたします。

まずテーマを決めて、それに対しての行政懇談会だったらオッケー、当然そうだろうと思います。

ただ、このたびは、第2次総合計画、江田島市全体、もうすべてのことをですね、網羅した計画でございます。

ですから、そういう時にはですね、やはり時期にあった、そういう懇談会を実施していただいて、で、最初テーマを決めて、そういう懇談会をいたします。

で、最後はフリートークの時間を少し取ってですね、意見を聞かせていただく、いうのも、私は決してそれはマイナスにはならないと思います。

やはりですね、どこ行っても、やはり出てくるのは、行政に対してよくやってくれたという言葉は決して出てきません。

何をやってもですね、市長が言われるとおりです。

満足度100%というのはあり得ないわけですから、それに対しての不平、不満を持っておられる方もおられます。

ただ、そういうことだけをですね、敬遠してですね、後退的になるんじゃないくて、私は一つ、前に一步を踏み出していただいてですね、そういう地域との課題、これらをひざを突き合わせてですね、話をして、懇談会をまとめていくのも、これから必要ではないかな、という思いを持ってですね、本当に早い時期、そういう行政懇談会の実現を要望しましてですね、以上で私の一般質問を終わります。

今回ですね、もう少し、時間をとって質問をするつもりでおったんですが、最初の三高港の整備でですね、大変前向きな答弁をいただきましたのでですね、安心しております。

よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、2番 酒永議員の一般質問を終わります。

次に、5番 花野伸二議員の発言を許します。

○5番（花野伸二君） 皆さんおはようございます。

傍聴席の皆さん、朝早くから、また、寒い中傍聴に来ていただき、まことにありがとうございます。

5番議員、花野伸二でございます。

通告に従いまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、1点目の本市のまちづくりについてでございます。

住みよいまちづくり、協働のまちづくりと、近年活発に自主防災、避難所開設業務、まちづくり協議会への参加など自治会に働きかけを行われておりますが、今後のまちづくりについて、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目でございますが、ドクターヘリポートについてでございます。

ドクターヘリポートは各地に設置されておりますが、適正に運用をされておられるのか、お伺いいたします。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

まず1点目の本市のまちづくりについての御質問でございますが、議員の御指摘にありますように、最近の異常気象による災害の多発等から、自主防災組織の整備や、迅速な避難所の開設等自治組織の活動は、ますます重要性を増しております。

市では、平成23年1月に「まちづくり協議会活動計画作成マニュアル」を策定し、持続可能な住民自治組織をつくり、市民の皆さんが主役となって住みよいまちづくりを目指す、協働のまちづくりに取り組んでいます。

市としては、地域の皆さんがつながりを強化し、時代の担い手を育てながら、地域課題の解決や地域に合った活性化策を推進することができるようなまちづくりを進めていく必要があると考えます。

このため、まちづくり協議会制度については、既存の自治会やコミュニティー推進活動に、より適したものになるよう、地域の実情を踏まえて改める必要があると考えており、いろいろな観点から見直し、協働のまちづくりに資する制度となるよう検討したいと思っております。

次に2点目の、ドクターヘリポートについての御質問でございますが、従前、消防ヘリの着陸拠点として、消防ヘリ適地9カ所を確保して、消防ヘリを運用していたところ、昨年5月1日から広島県がドクターヘリの運用を開始しました。

このドクターヘリは、広島ヘリポートから約7分で本市まで到着するため、市内のどの救急現場からも、救急車で7分以内に到着できるよう、10カ所の簡易ヘリポートを整備しました。

現在、計19カ所のヘリポートで、ドクターヘリを有効活用しております。

ドクターヘリは医療機器や医薬品を装備し、医師、看護師が搭乗して救急現場等に向かい、救命治療を行う専用のヘリコプターであり、特に本市のような島しょ部で効果

的に活用することができます。

今回、整備した簡易ヘリポートでは、特に問題なく運用しております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） ありがとうございます。

それでは、1点ずつ再質問させていただきます。

まず1点目の、本市のまちづくりについてでございます。

この江田島市も、11月で合併10年を迎えました。

合併前に、住民サービスの今以上の向上、また、支所機能の充実とありました。

市長、いかがですか。

これが、合併前のうたい文句でした。

できておりますか。

私は、住民サービスの低下、支所機能の衰退としか考えられませんが、市長、どう思われますか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 合併してですね、機能が落ちたと言われるわけなんですけれども、確かに一部、出張所等をですね、合併当初、すぐに機構の改革とか、そういう整備ということで、出張所等を何カ所か廃止したところでございます。

代わりに、ゆめタウンの中へですね、サービスセンターを設けたりして、その時代、時代の流れにあった、体制をつくりかえるという方向でですね、物事を進めておりますけれども、合併しまして10年たちました。

改めて第2次総合計画をですね、作る段階でですね、さまざまな課題とか、よかった、こうしてよかったねという点とか、ここはやっぱりまずいね、元へ戻そうとかかい、さまざまな、庁内の中で意見が出ましてですね、次の10年計画の中には、それを盛り込むことになっておりますけれども、そこに至る前の、ここ数年前からですね、特に、旧沖美町地区ではですね、沖地区では、非常に高齢化が進んでですね。

地域が疲弊する疎外感がある、というような非常に強い、地域の方が危機感を持っておりまして、これも、まあ結びつけば、旧沖美町役場が支所になってですね、職員が五、六名しか駐在していないということも、もしかするとその一因にあるかもわからないということですね、ここ3年ぐらい前からは、自治会活動とか女性会活動とか、そういう老人会活動に対するですね、補助金は、合併当初から5年ぐらいはですね、少しずつカットしてきたわけなんですけれども、ここ3年ぐらい前からはですね、もうこれ以上はカットしないということで、要求どおり100%の予算をですね、ここ3年ぐらい前からは、つけております。

そういったことで、その時代の流れ、わずか10年ですけれども、この10年の中でですね、いろんな流れが変わったりしておりますので、それに臨機臨機応変に対応するように努めておりますけれども、どうしても、役所のする事なんで少し遅れ気味に対応することになると思いますけれども、これからはですね、どんどん意見を出していただければですね、できるだけ早く対応したいと思います。

それと、まちづくり協議会なんですけれども、私の市長の時代になりまして、感じたのが先ほど申しました沖地区などは、もう従来の自治会、いろんな自治会組織、老人会、女性会、自治会組織がですね、単独で物事をするのには、もうできないと、それぞれ役の会長さんとか、副会長さんとか、役員さんになる人がいないというような状況がですね、来ておりまして、これでは、地域の活動はできないじゃないかということで、これを一まとめにして、まちづくり協議会という形でですね、一まとめにした会にしていれば、組織として、地域の活性化とか地域の課題に対応できるんじゃないかということで、まちづくり協議会を設置できるところは、立ち上げていただきましたけれども、まだそういった人材がおってですね、人口が多いところはですね、旧来の旧町時代からの組織でですね、行ってるところもありますので、ここが一つの組織にならないというのが、今ちょっと混乱してる状況なんで、先ほど私の答弁の中でありましたように、このところをですね、何かいい方法がないか、検討してまいりたいというように思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 住民サービスの低下、支所機能の衰退をカバーするために、元来、行政が行うことを自治会におろしてきているとしか感じられないのですが、住み良いまちづくりとか、協働のまちづくりとか、大変耳にするには、聞こえのよいうたい文句であります、過度の押し付けは、自治会の役員の方々には、かなりの負担と感じます。

今市長が答弁されましたが、なかなかね、役員になり手がおらんのですよ。

ほいで、まあ私らが役員さんにちょっとちょっと言うて、声をかけたら、またかいたいような答えが返ってくるんですよ。

そういうふうな状態です。

市長は、まあ一応、どう思われますか。

こういうような現状を。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに、認識は私も花野議員さんも同じ認識でですね、私が先ほど言いましたように、小さい組織ですと、もう役員になっていただける方がいないという状況です。これはやはり、その一因にはですね、こういった役をされる方はうまく行って当たり前と、ちょっと何かあったらトラブればすぐ、いろいろ批判されるので、そんなことまでしては、わしはせん、というような雰囲気がございます。

それと、どう言いますか、結構元気な高齢者の方がおりまして、人の世話にならんでもいいと、お互いに助け合うんじゃないしに、自分のことを何とかやっていけるよというようなこともありますし、いろんなさまざまなその時代が変わって、さまざまな要因があつてですね、役員さんになってくれる方が少ないというのが現実です。

それと、やはり集中的に一人の方へですね、いろんな役がさまざまに回ってきておりますので、そういったところを、いわゆる宛て職としてついて回りますんで、そういったところでもですね、引き受けてくれる方が少ないということなんで、やはりいろんなことを全部行政がですね、やるということは不可能なことですから、どうしても何とか頑

張ってですね、地域の中でちゃんとした組織を維持するためには、どなたかに役員さんになってもらうしかないんですね、今後ともそういった点についてはですね、一生懸命お願いしてですね、いきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） まちづくり協議会にかなりの自治体が参加されてきたように思いますが、運営はうまくいっておるのでしょうか、お聞きいたします。

これは企画の部長、お願いします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 現在、まちづくり協議会が八つできております。

それぞれの地域で、それぞれの地域課題に一生懸命取り組んでいただいている様子を、地域に出向けば見てとれる場面があるかと思えます。

先ほど市長の方が答弁いたしましたように、沖まちづくり協議会などは、沖地区全体を盛り上げるための取り組みを一生懸命やっておりますし、私どものところでは、定住促進のために空き家バンクなどの制度もやっておりますけれども、そういったところの発掘にも積極的に取り組みをしていただいたりですとか、民泊型の修学旅行にも取り組んでおりますけれども、そういったところにも、組織的に協力をしていただいているような場面もございます。

先ほど花野議員がおっしゃったように、地域、地域によって、団体の抱えておる実情が違うと思えますので、市長が最初に答弁いたしましたように、これからは、まちづくり協議会というのは一つの型にはめた組織で、組織づくりをしていくのではなくて、地域の実情に合った形で、組織づくりが、次世代へつなぐような組織づくりがうまくできる仕組みはないかというところで検討させていただきながら、あわせて、補助金制度のあり方についても、27年度においては、見直しを図りたいというふうに考えております。

まちづくり協議会ができたところがよく頑張っているらっしゃって、自治会だけで活動しているところが頑張っていない、ということではなくて、それぞれの地域、地域に合った形で、まちづくりに、一生懸命御尽力をさせていただいておるということは十分承知しておりますので、私どもとしましては、その地域に合った組織づくり、補助金制度、あわせて見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 企画部長、ありがとうございます。

私がですね、聞いているのとは、少し違っているように思います。

ある地域では、協議会の副会長に勝手に名前を入れられていたとか、助成金を、要するに50万の助成金じゃろう思うんですが、助成金をもらえるからと参加したが、規制が多いため、本来の自主的な運営が難しいとか、つくったけども、分裂状態になっているところもあると聞いております。

協議会に、行政サイドも手助けするようなことが書いてありますが、実際にされて

おられますか、部長。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、まちづくり協議会の十分な把握ができていないということについては、おわびを申し上げたいと思います。

私自身は、それぞれのまちづくり協議会が努力をされて、組織運営をしていたいただいておりますというふうに認識をしておりましたので、その認識の違いについては率直におわびをして、今後、地域に出向きながら声を聞く努力をしていきたいと思っております。

で、まちづくり協議会、自治会の支援につきましては、それぞれの支所に、地域活性化のために、支援員を配置しておりますので、そのものを担当の窓口として、支援をさせていただいております。

まちづくり協議会に対する運営のための補助金は、30万円ほど補助をさせていただいておりますが、それは制約のあるものではなくて、まちづくり協議会の運営に使っていただく補助金でございます。

議員がおっしゃった50万円というのは、地域提案型の補助金であろうかと思いますが、この地域提案型の補助金と申しますのは、それぞれのまちづくり協議会が、今年度こういったような事業したいから、この事業に使うために補助金をください、ということで申請をしていただいて、その事業に使ってください、ということで補助金を交付させていただいておりますので、この地域提案型の補助金については、事業計画に沿った事業を実施を求めるものでありますので、当然、何らかの制約は加わろうかと思っております。

先ほども答弁いたしました、このまちづくり協議会に対する補助金と自治会に対する補助金の整合性がうまく図れてはならないのではないか、ということは、決算特別委員会でも御指摘をいただいておりますので、平成27年度の新年度予算においては、この補助金のあり方については、もう一度、地域の実情を精査させていただいて、改めていきたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） これはどういうんかいね、住民サービスの低下につながるんじゃないかと思うんですが、公民館の職員さんに3年ぐらい前からですね、地域のコミュニティー活動の手伝いを禁じたりとか、これはまあ教育委員会の決めたことじゃないかと思うんですが、それ自体がね、住民サービスの低下のあらわれだと感じております。

このことについても、他のことについても、例を挙げてみますと、退任をされた職員さんが、退任をした途端に、私ら無関係じゃ、というような態度をとられる。

自分たちの後輩の職員が、一生懸命頑張ってやっておるのに、おかしいのではないのでしょうか。

例を挙げてみるとですよ、民泊がいい例です。江田島市を挙げての一大プロジェクトですよ。それに協力をしてくれない。

元職員さんがまず、先頭に立って受けるべきではないかと私は思います。

現在、OBの方で民泊を受け入れている人は何人ぐらいおられますか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 議員おっしゃっていただいたとおり、民泊については、大変市民の皆さんに御協力をいただいて、今年度は、21校約2,000人の小中高生を江田島市に迎え入れることができました。

議員の皆様の中にも、民泊家庭を引き受けていただいて、積極的に協力をいただいたりですとか、新しい民泊家庭の登録に御尽力をいただいている方もいらっしゃいます。

御質問のOBでどれぐらい、ということなんですけれども、江田島町で5名の方、沖美町で1名の方、大柿町で1名の方、計7名のOBに民泊家庭に登録をしていただいて、積極的な受け入れをしていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 少ないですね。皆忙しいんですよ。

でも、職員さんが一生懸命されているから、私も時々ですが受け入れております。

皆が助け合う気持ちを持つから、うまくいくんであって、住民ばかりに協力を求めておるのは、おかしいんじゃないんですか。

現職員の皆さんには、退任後は地域に協力するという認識を植えつけていただきたいと思います。

市長、どうでしょうか。お伺いします。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 職員がですね、一つは、大変地域でのですね、貢献度が少ないんじゃないかという御指摘だろうと思います。

確かに、職員はですね。公人であると同時にですね。やはり、私人、地域人としてもですね。自覚を持って取り組む必要があろうと思っております。

常々、人材育成の中でもですね、公人としての立場だけではなく、地域人としてですね、自覚を持って、行動しなくてはいけない、あるいは私人としてもですね、きちっとした態度ですね、臨んでいかんやいかん、ということは常々言っておりますけれども、日々の生活の、必要な日常生活の中でも、地域行事等にはですね、積極的に参加するということが、非常に必要になってきている時期に来ているんじゃないかと思っております。

このことについてはですね、再度、肝に銘じてですね。

職員の意識改革と行革のポイントは、職員の意識改革だというふうに言われておりますけれども、こういった取り組みはですね、今後とも、ほかの面を最優先してですね、取り組んでいきたいと考えております。

それからあわせて、先ほど地域づくりについてもですね、御質問がありました。

確かに、合併後ですね、行革で行政の組織のスリム化ということで、出張所であるとか支所であるとか、こういったものを縮小してですね、取り組んできましたけれども、その弊害が具体的に出てるといふ御指摘がありました。

市長も常々、合併以後はですね、市民の一体感の醸成とあわせて、均衡ある地域の発展というものをですね、バランスよく進めていく必要があろうということは、常々言っております。

このことが今回の分庁舎方式、新庁舎を建てないという方向で出てきたんだろうと思います。

今回、既にお配りしました庁舎整備ガイドラインの中にもですね、こういった反省を込めて、支所のあり方をですね、相当盛り込んでおります。

特にその中でもですね、支所機能の中には、まちづくり支援を積極的に進めなくては行けないだろうということも書いておりますし、あるいは出張所、連絡所のあり方についても再度検討を要するだろうと。

それぞれの地域の末端のですね、取り組みというものもおろそかにしてきたんじゃないかと、こういったところにも手厚いですね、取り組みが今後必要なんじゃないかということも、課題になっておりますので、今、御指摘のことは重々肝に銘じながら、今後とも取り組んでいきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 急激な人口の減少、しかしながらそれでも、この江田島市で私たちは生きていけないといけないわけです。

住民と行政が一丸となって、助け合いながら、暮らしていくことが、本当の協働のまちづくりではないかと私は思ひますが、どうでしょうか。

市長、お願ひします。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに言われるとおりです。

協働のまちづくりということ、特に、この第2次の総合計画の中には、冒頭に掲げております。

第2次の総合計画には、協働と都市との交流による、「恵み多き島えたじま」を「夢多きえたじま」にするということがあります。

協働というのは、議員が言われたように、地域の方と行政、さらに各種のいろんな団体とのですね、連携をとりながら、安全で安心して、住み良いまちをつくるということが、いわゆる協働のまちという協働の地域ということなんで、これからもですね、時代が変わればさまざまな新しい課題が出てきます。

そういったことに、地域と密接に連絡をとりながらですね、先ほど言ひました、安心して暮らせるまち、穏やかに暮らせるまちをつくるためにですね、連携していききたいと思ひます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） はい、よくわかりました。

市長には、これからもしっかりとかじ取りをしていただきたいと思ひます。

以上で、1点目の本市のまちづくりについての質問を終わります。

続いて、2点目のドクターヘリポートについて、質問をさせていただきます。

住民の方から言われてわかったのですが、大君にヘリポートが設置されております。釣り客の方が近くに車を止められていて、ドクターヘリがおりにれなく、当分上空で

待機をされて、結果、旧大君小学校におりたそうでございます。

隣の大君港埋立地が、ヘリポートになっているようですが、車の乗り入れを禁止できないと市長が答えられたと聞いております。

その理由をお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林勉君） ドクターヘリポートの御質問にお答えをします。

昨年の5月1日に広島県がドクターヘリ事業を開始しました。

これを有効活用するために、従前9カ所のヘリ適地を活用しておりましたが、市内全域を短時間に、これを活用するという事で、新たにヘリポートを設けようということで、新たに専用ヘリポートを整備するには、土地の購入であるとか使用料等、多額の経費がかかります。

そのことから大きな財政負担をかけずに、ドクターヘリをより有効に活用できるという考え方で、現在、漁港の資材置き場や市有施設の駐車場など、目的外の緊急時の利用として、その管理者等の承諾を得て、10カ所、これを簡易ヘリポートとして整備を行いました。

今回、整備をした10カ所は、主な用途が漁港関係5カ所、運動公園等併設の駐車場が4カ所、みなと公園が1カ所でございます。

あくまで、緊急時の利用に協力していただくという考えで、常時駐車を禁止するところまでは行ってはおりません。

議員御指摘の大君港埋立地は、御承知のとおり、主な目的が漁業の野積場となっております。

関係者の御承諾を得て、現在、緊急時にヘリポートの使用を承諾してもらっております。

また、この大君港埋立地には、所管課の建設課によって、「この場所を使用するときは、江田島市の許可が必要です。施設内は駐車場ではありません。車をとめないでください。」などの注意書きが書かれた駐車禁止の看板が掲示されております。

議員御指摘の旧大君小学校の運動場におりたという事案、これについて、御説明を申し上げますが、当時、救急転移搬送の依頼がありまして、ドクターヘリを活用することで、消防隊を大君港簡易ヘリポートへ向かわせましたが、あいにく駐車車両がありました。

通常なら、車載の拡声器等で、駐車をされておる方々に理解を求めて、移動してもらおう、という活動に入りますが、たまたま隣の旧大君小グラウンドが過去にもヘリを活用しておりますが、すぐにおりれるような状況でありましたので、地元の自治会長に許可を得てですね、要は、早く搬送できるということで、たまたま旧大君小学校のグラウンドを活用したということでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） そこをですね、イベントとか、観光バスの待機場で使用する

場合はですよ、市役所に使用願いを出さないといけないのに、荷揚げ場という理由で、釣り客は、フリーで駐車をしてもいいということですか。

何か、納得いかんのですがね。

荷揚げ場を利用する方は、多分車に乗っているか、または、付近で作業されていることでしょうか、緊急にヘリが来たとしても移動できますが、釣りに来ている方が、すぐに反応して動かしてくれればいいですが、波止場の先っちょの方へ行ったら、間に合いませんよ。

それ、どう思われますか。すぐね、1分、2分を争うことなんですよ。7分で来れるいうても、そこで10分手間を食うたら、17分かかるわけです。

どうにか対応はしてもらえんのでしょうかね。

お伺いします。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林勉君） はい、本年9月末で、この簡易ヘリポート10カ所整備しました。

それから運用をしております、もともとの考え方で、指定をしました簡易ヘリポートが1カ所使えない場合については、それに最も近い、次のヘリポートを選択するというような考えでおります。

で、先ほど議員御指摘のどうしてもその場所が使えなかったら、時間がちょっとかかるよね、ということがございます。

現在、その10カ所を活用を見ながらですね、どういった対応ができるかということで、現実には、3件、駐車場に車が置いてあった事案があります。

それについては、2件はですね、消防隊が移動をさしております。

1件については、ちょっとおりの場所をずらしてですね、おりております。

ですから、現在、全く使用できないから、遠くの場所に移ったという事案はありませんが、議員御指摘のような事案も想定はできますので、これを活用しながらですね、今後どのような方法が一番いいのか、これは個別にですね、場所も10カ所ありますので、個別に調査をしながら、有効活用に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 私も切申にもありますから、ちょっと行って見たんですがね。看板が出ております。

ですがね、他の有料、無料を問わずですよ、どこの駐車場に行ってもです。

看板には、駐車場内での事故などの場合、事故があった場合、責任は取らないと出ております。せめて、そのぐらいい書いてもいいんじゃないんですか。緊急を要することですけんね。そう思いますが、消防長、どう思われますか。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林勉君） はい、現在、御指摘の看板のことでございますが、現在、10カ所に看板を設置しております。

その内容は、簡易ヘリポート1カ所につき、ドクターヘリ緊急離着陸場と表示した

看板を見えやすい位置に、それぞれ2カ所を設けております。

その表記は、「この場所は、救急患者等の搬送時にドクターヘリの離着陸場として使用します。ドクターヘリ離着陸の際は、一時利用を中止していただくこととなります。皆様の御協力をお願いします。」と示して、利用者に協力を要請をしております。

ちなみに、大きさは縦80センチ、横1メートル。

地盤から1.8メートルの位置でございます。

見やすい位置ということで考えております。

また、ヘリの離着陸等の一連の活動に際して、事故が発生した場合は、広島県ドクターヘリ運航要領により、原則、広島大学病院の方が対応を行います。

以上のことから、現在、ドクターヘリの離着陸に伴う一切の事故の責任を負えない旨の啓発的な看板でございますが、そういう設置を考えておりませんでした。今後、表記について、より協力の得やすい文言、その他の方法について研究をまいります。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） さっきも言いましたが、1分、2分のことですね、なるべく、100円、200円でできるわけじゃないんですよ、ヘリポートが。なんぼアスファルトが敷いてあったとしてもですよ。

離発着がですね、スムーズにできるようにお願いいたします。

また繰り返しのようになりますが、緊急でね、1分、2分を争うわけですよ。空の上で、ちょっと手間取ったら、10分すぐかかりますよ。だったら何のために7分かけて来て、その現場で10分待つか、まあ、そりゃねえ、ですから、なるべく、もっと強力なね、離発着の際に、小石などが飛んでも、一切責任を持たないぐらいね、書いちゃってください。

お願いいたします。

消防長、どうされますか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私がお答えいたします。

多分、皆さんもわかると思いますけれども、どのドクターヘリの発着場もですね、周りみな、広いですよ。

道路だったり、まだ広場がもっと広がったりですね。

本当を言えば、魚釣りに来ても、ほかの用事でちょっと休憩するのにとめたりしてもですね、わざわざドクターヘリの着陸するあの狭い場所にとめるということは、本当は何もないんですよ。

ないんですが、看板をちゃんと1カ所、大概2枚看板を上げとるはずなんで、こへ緊急の着陸をしますよと。

1分1秒を争う患者さんを搬送する場所なんですよ、とめないでくださいって、ちゃんと警告看板を上げておるんですけど、わざわざあつこへとめられるんですよ、そういうとめる方がおるんですね、これはもう、そこへ縄を張って、通常入らんように、いつも入らないようにすることとか、そういうことも考えることは、本当はないと思

ます。

ただ、法的にドクターヘリの専用に使いますと、もともとが、漁港の荷さばき場とか、そういういろんな目的で、他の目的で、元来は設置しておりますので、そこにちょっと触れる問題がありますので、強制的にかきいをしてですね、そこへ一般車両入らさん、というのはできないんですけど、いずれにしても、人の常識ですから、そういったものにもう任せるしかない部分が、私はあると思います。

あのわざわざ広いところですね、ヘリコプターおりるところへとめてですね、魚釣るとか、休憩するとかしとる思うんですけども、看板を上げてですね、これからも地道にですね、そこへとめてるような方がおりましたら、今度からはとめないようお願いいたしますね、いうことをですね、お願いするしかないと思いますので、皆さんもですね、もしそういった場面に遭遇したらですね、そこはちょっといつヘリコプターがおりて来るかわからんから、ちょっと横へよけてとめなさいや、というように注意していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 以上で、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、5番 花野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

11時22分まで休憩いたします。

（休憩 11時12分）

（再開 11時22分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 中下修司議員の発言を許します。

○4番（中下修司君） 4番議員の中下でございます。

傍聴者の皆様、御苦労さまでございます。

通告に従い、さきの国会で成立しました地方創生関連2法に対する市の対策について伺います。

現在、27年度から始まる次期江田島市総合計画作成も、いよいよ佳境を迎え、これに伴う実施計画作成や平成27年度予算編成、加えて、地方創生関連2法案への対応等、多忙を極めておられることをお察し申し上げます。

地方創生関連2法案は、総合計画やこれに伴う財政を支援する法案であり、これからの江田島市のまちづくりに対する熱意、能力を試されている法律であると考えています。

また、常々、市の標榜されている協働のまちづくりが試されている法案であるとも考えています。

この観点から、3点ほど伺います。

1点目といたしまして、まち・ひと・しごと創生法は、地方の人口減少対策や経済活性化を目指しているものでありますが、この法律に対する市長の見解と伺いますか、意気込みを伺いたいと思います。

2点目は、地方活性化について石破地方創生担当大臣は、常々地方の創意工夫、知恵によって総合戦略を練って国にあげてほしいとの趣旨の発言をされておられます。

第2次総合計画の基本計画を概観しますと、現行施策の充実、あるいは評価が七つの分野で網羅されていますが、地方創生法に係る国からの予算措置があるわけですから、この際、何か目新しい施策を立てる必要があると思いますが、何か検討されているか伺います。

3点目に、江田島市における人口減少対策は、人口減少に至った要因を考えますと、大変難しい問題ではありますが、長期間にわたる極めて重要かつ喫緊に対策を練り、実行に移す必要があると思えます。

そこで、官民一体となって、人口減少に取り組むためのプロジェクトチーム、次世代を担う若者を多数参加した組織を立ち上げる必要があると思えますが、市長の所見を伺います。

以上3点の質問、よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

地方創生に関する法律についてでございますが、まず、1点目のまち・ひと・しごと創生法の成立に対する見解についてでございますが、国の人口推計によれば、今後、本市のみならず、全国で人口減少が進展するとされております。

これへの対策は国家的な課題であると認識しております。

先日成立した「まち・ひと・しごと創生法」は、人口減少に歯止めをかけること、東京圏への人口集中を是正すること、それぞれの地域で住みよい環境を確保することなどを図るため、必要な施策を講じることを目的としております。

本市といたしましても、法の趣旨にかんがみ、国等と連携しつつ、人口減少への対策などを含め、「恵み多き島えたじま」の実現に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の総合戦略に基づく施策と、地域再生計画についてでございます。

「まち・ひと・しごと創生法」では、現在、国が策定を進めている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方自治体においても、地方版の総合戦略を策定するよう努めることが規定されており、国は、これを平成27年度中に策定するよう地方に求める方針と聞いております。

現時点において、国の総合戦略や具体的な施策は明確になっておりませんが、地方版の総合戦略を作成するに当たっては、第2次江田島市総合計画の着実な推進を前提としつつ、必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

また、地域再生制度についても、法改正により新たな支援措置などが創設されておりますので、必要に応じて活用を図ってまいりたいと思えます。

最後に、3点目の人口減少に対する取り組み体制についてでございます。

人口減少は、自然増減、社会増減の要因となる暮らし全般において、総合的な取り組みが必要な課題であると認識しております。

このため、市としては、第2次江田島市総合計画の目標の実現に向け、総力をあげて、施策を推進することにより、人口減少に取り組んでまいりたいと考えておりますが、その過程で、プロジェクトチームなどの新たな組織体制を整える必要が生じた際は、設置について検討してまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） それでは、再質問をさせていただきます。

国の総合戦略がまだ決まってないと、確か年内に決めるということで予算措置も、予算の方もですね、まだ、年間1億円とか何とかいうような話も、新聞に出たこともありますけど、年間1兆円ですね、とかいうような話もございましたけど、私が聞きたいのはですね、総合計画、実施計画ですね。

七つの分野にわたって、いろんな課題を挙げられて、それに対して、拡充というのかですね、進展させるというような方向で10年後の江田島市の未来像を立てられてるわけですけど、それは非常に、もらっているこのですね、「総合計画の要点について（骨子）」とこれ見て、非常にわかりやすいんですけど、どう言いますかね、これ以外にですね、目新しいと言いますか、何かぼつぼつ対策を考えられた、ほかに対策ですね、まちおこしの。

というような、昨日も登地議員が、言われてましたけど、何かいいあれをぼつぼつ考える、急いで考えないとですね。

従来はこの総合計画ですね、これだけの管理ではですね、なかなか、魅力的な思い切った施策を考えないと、大丈夫かなと思うんですけど、もう一度そのあたりの御意見があれば、聞かせていただきたいと思えます。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、今議員おっしゃっていただいたとおり、国の総合戦略はまだ策定されておられません。

策定されておませんが、目指しておりますのは、人口減少に歯止めをかける、東京一極集中を是正する、それをもって、地方を元気にしていくという方向性を目指したものでございます。

その中で、地方への定住促進を進めていこうというものも、総合戦略の中には、乗っかってくるものというふうに認識しております。

現在、江田島市が策定しております第2次総合計画でございますが、先ほども市長の方からもありましたように、協働と交流でつくり出す、「恵み多き島えたじま」ということで、2本の柱を立てております。

1本は市民満足度の高いまちづくり、これは現在江田島市のことを愛していただいて、住んでいただいている皆さんが、より市民満足度の高いまちづくりを目指していこうじゃないかと、これは、先ほど中下議員がおっしゃっていただいたように、従来ある市民サービスを、より市民満足度の高いものに高めていこうというものでございます。

一方、もう一方の戦略は、未来を切り開くまちづくりということで、都市の皆さんと交流をしていきながら、江田島市に来ていただく方をふやしていこう、また、来てい

ただいて、江田島市が好きになったら、江田島市に住んでいただく方をふやしていこうという戦略でございますので、何か目新しいものを、という御提言でございましたが、第2次江田島市総合計画が目指していく方向性そのものが、国の目指しておる総合戦略の、目指しておる方向性と合致しておるといふふうに私自身は認識しておりますので、未来を切り開くまちづくりの方の戦略をより充実強化していくことで、国の総合戦略に寄り添ったものをつくっていけるといふふうに信じております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） あの2点目の質問ですけど、これはもう、1点目の質問と同じようなものでは、省略させていただきますけど、3点目の、人口減少対策、これもいずれにしろ、皆関連してるんですけど、人口減少対策についてですね、ちょっと伺いますけど、平成26年11月現在、2万5,650人という人口がですね、10年後の36年には2万3,000を目標にして、掲げて、ということで、10年で2,650人の減に抑えるという目標ですけど、1年間にすると約265人ということですけど、このどういふんですかね、この数字の出し方というのは、何かあるんでしょうか。

人口の減少の要因というのは、死亡と転出と。

増の要因は、あれですね、出生と転入ということですけど、そのあたりを自衛隊の方がですね、転勤とか、転出転入が多いわけでございます。

あの、市の広報を見ましてもですね、何でこの時期はこんなにふえたんだろうか、あっそうか、自衛隊さんの異動時期だなというようなことで感じるんですけど、いずれにしろ、先ほど言いました計画では、年間265人と。

これどういふ感じで算出されたか、そのあたりちょっと伺いたいんですけど。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、今、国が作っております。

地方創生の方の人口推計ですけれども、その大前提でもう一つ押さえておきたいのは、国がよく人口推計を出しますのは、国立社会保障人口問題研究所という国の機関でございます。

さまざまな政策を立てるときには、この国立社会保障人口問題研究所の推計に基づいて、人口推計、10年後、20年後、30年後の人口推計が発表されて、これに基づいて各自治体はさまざまな施策を打っておるわけですけれども、今回、国が出します総合戦略についての人口推計については、日本創成会議という機関が出した人口推計に基づいて、戦略を立てようとしております。

こちらの方が、目当てにしておりますのは、20代から39歳までの女性、妊娠出産期にある女性、この女性の世代に着目して、この女性の世代が、どのようにそれぞれの地域で動いているかということに着目して、人口推計を出しております。

ですので、従来国が出しておりました国立社会保障人口問題研究所の推計と、国が今から総合戦略を立てようとしている日本創成会議の人口推計は、異なった数字が出ておるといふのをまず一つ押さえておいていただければと思います。

江田島市の方が、総合計画で立てておりますものは、国立社会保障人口問題研究所

の推計に基づいた数値を一つのベースにして、それより減らないように、何とか歯止めをかけようじゃないかというところで、先ほど申しましたように、市民満足度の高いまちづくりをすることで、子育て世代の方に、より子育てがしやすい、そういったところで満足度の高いまちづくりをすることで、子育て世代の方にはとどまっていたきながら、もう一方で、未来を切り開くまちづくりを進めることで、交流・定住人口をふやしていこうというこの二つの戦略に沿って、目標値を掲げさせていただいております。

ちなみに、参考までにですけれども、交流・定住の方の取り組みでは、平成19年から26年までの間の、この間の取り組みで95世帯、202人の方に新たに江田島市に住んでいただいております。

これはあくまでも、交流・定住の取り組みの中で、つかんだ数字ですので、それ以外にも定住していただいている方がいらっしゃるかと思うんですけども、市の取り組みの中でそういった数字もつかんでおりますので、繰り返しになりますが、市民満足度の高いまちづくりを進めることと、新たな未来を切り開くまちづくりを進めることで、新しく入っていただく方もふやしていこうと、こういうふうな気持ちを持って、目標人口の2万3,000人という数値を定めさせていただいております。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 都市との交流ということですね、交流人口をふやして、交流を通じて、江田島はいいところだなと、ここに住んでみるかというような人がですね、その交流の中から、何人か生まれればですね、そういうことを考えますとですね、確かにこういうサイクリングとかですね、イベントあたりも、都市からたくさん来られております。

人口減少をとどめるのは、若者が江田島から大都会へ行くというのは、これは当然だれが考えてもですね、思うことなんですけど、今、広島とか呉、都市部にいる若者をですね、若者をいかに江田島市に引っ張り込むかということが、転入してもらうかと、これが1番のポイントだと思うんです。

その場合、当然ですね、自分がその立場に立って、広島に住んでるとすると、江田島とは関係ない人がですね、住んでると。ま、たまにサイクリングかなんかで、山登りで江田島に来て、ああ、いいなと思ってですね。

しかし、はてなど。江田島に住んで、じゃあ交通問題はどうか、日常生活ですね、まあ、言われるのが、学校、病院、買い物とかですね、それと人との付き合い、いうようなことを言われるんですけど、そういう不安を解消するためにですね、総合計画でいろんなことがですね、課題が打ち出されて、改善するようなことが書かれてるわけなんですけど、恐らくここにおられる方もですね、もし自分が、我々旅に行ってよくわかるんですけど、旅行に行ったりして、ああ、いいとこだな、じゃあここに住みたいか、というと、いや、それはちょっと待ってくれと。

これが大部分の人だと思うんですよ。

例えば、北海道に夏行けば、ああ、いいな、とかですね。私は、民泊を受け入れてますけど、3年前から、大概ほとんど受け入れてるんですけど、その手紙にですね、江田島は、いいところです。また、ぜひ行きたい、と言って、いつも別れます。

しかし、それがですね。ああいった旅行とか、そういうあれにはいいんですよ、確かに。

今、広島に住んでる方もですね、遊びに来るのはいいんですけど、じゃあ、転入して住むかということになるとですね、先ほども申し上げたように、はてな、というように考えるのがほとんどの方だと思うんですよ。

だから、江田島に住むメリット、デメリットですね。

このデメリットをいかになくして、多少、交通で不便だけですけどね、それ以上のものがある、というようなまちづくりをしないとですね。転入がふえるとは、到底私は思えません。先ほど、企画部長がですね。96世帯とか言われてましたけど、それはですね、それがどの程度評価していいものか、私にはわかりませんが、こういうことを長々言ってもあれなんですけど、結論的にですね、官民一体となってですね、確か、総合計画の基本構想のときでしたかね、市の若手職員のグループが、いろんな案を、企画を出されてたのを見たことがありますけど、ああ、さすが、やっぱり若い人は違うな、とつくづく感じました。

それで、そうか言ってもですね、高齢者にもですね、経験と色々な知識を持っておられる方がたくさんおられます。

だから、そういった方たちですね、プロジェクトチームをつくってですね。

これを検討していただきたい、と私の強い思いなんです。

それと、そういう熱意を持った人はですね、探せば、というのかですね、結構いると思うんですよ。私もそういうですね、プロジェクトチームをつくってください、と。頑張りますからというですね、声も聞きました。

それでぜひともですね、お願いしたいんですけど、この点についてどう思われるか、市長の見解を伺います。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、先ほど市長の答弁にもございましたように、今、第2次総合計画策定中でございます。

基本構想を議決をいただいて、基本計画については、ただいま、パブリックコメントに付して、市民の皆さんから意見をいただく場面を設けさせていただいてます。

議員、今御提案になられたことについては、そういった市民の、熱意を持った方々がいらっしゃる、そういうグループを存じ上げているということでありましたら、今市の基本計画の方で、パブリックコメントを募集しておるので、そういったところにいるような企画提案をする機会がありますよ、ということを、まず、御周知をいただきたい、というお願いをすることが一つと、もう一つは、基本計画が定まった後に、これは、次に、予算編成にあたって、実施計画の策定に入ります。

で、それぞれの課題に応じて、それぞれの部署が市民の皆さんの声やお知恵をお借りする協議会を立ち上げたりですとか、委員会を立ち上げたりですとか、そういう取り組みをするというふうに思っておりますので、総花的にですね、まちづくりのために何かをしたいというようなプロジェクトではなくて、一つずつのテーマに沿った形で、福祉でありますとか、子育てでありますとか、地域ぐるみでのまちづくりでありますとか、

そういうテーマに沿った形で、それぞれの担当部署が、さまざまな形で市民の方の参加を呼びかけると思っていますので、そういったところに御参画をいただければな、というふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 以上をもって、私の再質問を終わりますけど、ぜひとも、国のもう少しですね、恐らく、年明ければですね、大体国の方針というのがもう定まると思っていますので、県ともですね、連携して施策を練るのを、いわゆるプロジェクトチームをつくってもらってですね、住民の意見を反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で、4番 中下議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

12時45分まで休憩いたします。

（休憩 11時46分）

（再開 12時45分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 上本一男議員の発言を許します。

○3番（上本一男君） ちょっと腹の太ったところで、ちいと気が抜けるんですが、まあもうちょっと、あと2人です、頑張りましょう。

3番 上本一男、通告に従い一般質問をさせていただきます。

江田島市の活性化について、お伺いします。

石破創生担当相は、地域の活性化を支援するため、シティマネージャー制度を創設しました。

本市は、その制度を利用する考えはないのかどうか、市長の見解を伺います。

2番、日本全国どこでも、地域おこしでもがいている中、我が江田島市も例外ではありません。

少子高齢化による人口減少に歯止めがかからないのが現状であります。

毎年500人強の人口の減少を見るに、10年を待たずに、2万人切るのは確実にあると思います。

それを克服すべく、市を挙げて努力しているにもかかわらず、企業誘致、定住促進などの効果は、思うほど期待できません。

スポーツ振興で、地域おこしは考えられないか、その辺、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

まず、シティマネージャー派遣制度の活用についてでございますが、「まち・ひと・しごと創生法」では、現在、国が策定を進めている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方自治体においても、地方版の総合戦略を策定するよう努めることが規定されております。

国は、これを平成27年度中に策定するよう地方に求める方針と聞いております。

シティマネージャー制度は、まち・ひと・しごと創生に積極的に取り組む市町村に対し、この地方版の総合戦略の策定や施策の推進を担う人材として、国家公務員や大学研究者、民間人材を、首長の補佐役として、1年間もしくは、2年の期間派遣する制度でございますが、市政運営において、専門人材の視点やノウハウを活用することは、取り組みの变革や着実な実行を促すために有益であると認識しております。

このため、市においても外部コンサルの活用や、審議会委員への登用など、これまでも事案に応じて専門人材の活用を図ってきたところでございます。

このシティマネージャー派遣制度は、平成27年度から5年間にわたり、制度が維持されると聞いておりますので、今後、地方版の総合戦略を策定していくに当たり、専門家を活用し取り組むことが望ましい分野などが明らかになってくれば、選択肢の一つとして、シティマネージャー派遣制度の活用についても検討したいと考えております。

次に、スポーツ振興による地域活性化についてのお尋ねでございますが、本市は議員御指摘のとおり、今後さらに人口減少、少子高齢化が進むと推計されており、人口減少・少子高齢化社会をプラスに転じる施策を考えていく必要があります。

地域おこしの手段の一つとして、近年マラソンなど、市民参加型スポーツイベントや、観戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿やキャンプ誘致などを実施するところで生まれる経済波及効果に、自治体を含め、地域が注目し始めています。

また、スポーツを活用したまちづくりを進めていくためには、地域の理解と協力が不可欠であり、スポーツ団体との連携・協働を効率よく機能させることが必要であると考えております。

本市においても、今後こうした面への取り組みも必要であるかと思いますが、早急な結論を求めるのではなく、近隣市町の状況も踏まえながら研究し、民泊やオーリーブ振興など、他のまちづくり施策との連携やバランスも考慮し、よりよい施策に結びつけていければと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） なら、1番からぼちぼちいきます。

あの、やはり今国がですね、各地方が元気ないと、一極集中になるということで、地方に元気を持たそう、と思うて、僕はこういうような制度をこしらえてきたんじゃないと思います。

今ですね、何か要望事項等がありました、やはり一国の主、やはり市長が東京の方へ出向いて行って、お金を引っ張ったり、知恵を借りたりしよる思うんです。

今、それじゃあもうだめだと。国から直接、そういうようなプロジェクトチーム、要望事項、懸案事項があるところへは問題を提起してください、と。提起すれば、うちの方で、地方創生本部の方で検討します、と。

今、上がってきとるんが、僕が間違いがなければ、900件ぐらい上がってきておるみたいですけど。

我が市もですね、よいよ問題が山積みですよ。

そういうことを国がこうやりよるんなら、ある程度、プロジェクトチームをつくってですね、僕はやるべきじゃろう思うんですよ。

いううちにですね、僕の年代ごろの、こう言ったら失礼なんですけど、市役所の職員さん、まあ、あの酒永さん、吉野さん、山本秀男さんは別としてね、僕らのときはね、皆町へ出てたんですよ。

その後、僕、運よく市会議員にならしてもらって、見さしてもらうのによ、優秀な人材がいっぱいおる。これはね、活用せん手は僕はないと思うんですね。

市長、やはり執行部がですね、もうちょっとうまいこと言って、やっぱ踊らすんいうんじゃないですけど、勉強できるとか、ばんばん出していかんとだめです。

多分、今の状態では、江田島市は、限りなく消滅するんじゃないかな、今ですよ。

僕が思う江田島市は、呉に20万、広島に100万、よいよ1番便利な、1番便利のええところへおるんですよ、どしんとおって、それで、1番過疎、これは現実にすごく考えにゃいけん問題なんです。

今、国がこういうことを考える、こういうことを出してくれるということは、ある程度、こっちが真剣に考えて、問題があれば、ばんばん発信するんですよ、こっちが。

向こうが待ってくれんから、向こうから助けましょうか、言うて今からこんのんですよ。じゃけん、その辺を僕は考えてもらいたく、これは提案しました。

まあ、市長、その辺で何かありましたら、ありましたら言うても、なかなか急に言われても、市長もまあ、困ろうし、そういうような、どう言うてええんですか、職員もですね、僕もうちょっと使ってやっていた方がええ思うんですよ。

何か、僕はこう見さしてもらうのに、どう言うてええんですか、閉塞感言うてええですかね、こう出口がない、まあ、どうやりゃあええんかの、とか、ただ待てよ、2年、3年あったら、また今度よそへ飛ばされるんじゃないんかと、やはり、あの今日午前中に出ましたけど、資金運用の面でもですね、そのような専門家、特化したのをね、一人、二人こしらえるんですよ。

5年間やらして、また、送り込むとか、よいよ、ええ循環にせんことにはね、ここははあ、ここは言うたら怒られるんですけど、この江田島市は下降します。

その辺を市長、一つまあ考えていただければ、うれしく思います。

2番行きます。

2番の問題はですね、これもやはり、朝の最後、中下さんや昨日の胡子さん等が言われた問題と同じみたいなんですけど、当たり前のことをやりよったんじゃあ、江田島市は完全につぶれると。ほんなら、ちょっと発想をですね、すとーんと変えてどうやって生きていくかいうことをやはり考えんといけん思うたとき、僕はやはり大都市の1番前にあるんが、江田島市であると。

大都市いうのは、100万、20万の町があります。

今ですね、僕がこれを言いたいのは、サッカーということで僕は提案したんですけど、今、広島市内には、サッカーやる競技場いうんがないんですよ、ないいううちに、例えば、サッカーリーグいうのは、J1があつて、J2があつて、J3があつて、その下へですね、下部組織がある。

あのユースいうてですね、高校生グループ、ジュニアユースいうんがありましてですね、それは中学生グループ。ジュニアがあって、キッズいう、ピラミッド型があって、サンフレッチェがそこ1番上におる。

今、吉田町で、安芸高田市ですよ、吉田町いうのは。そこへですね、サンフレッチェが本拠地を構えとるんです。そこへは、要は構えて、ユースもそこへあるんです。

ユースいうのは、そのサンフレッチェユースが日本全国から集めてくるんですよ、生徒を。サンフレッチェは強いけん、あそこへ行って、要はサッカーやりたいと。

野球で言えば、広陵みたいなもんですよ、広陵行って、一生懸命練習して、甲子園行こうと。

そういうような考えで、皆集まってくるんですよ。そこへ集まった人は吉田高校へ入る。はあ、そういうように決めとるんです。

それはまあ別として、そういうようなサッカーいうのはですね、ピラミッド型で、要は底辺が子供から、幼稚園ぐらいからクラブをこしらえとるんです。その練習場がないんです。

僕は、その練習場を1番近いところ、大都市の1番近いところ、江田島へこしらえたらどうかな、いうようなことです。そりゃ莫大、銭がかかる。

莫大いうことはないですが、そりゃ宝くじの助成金とか、そりゃやる気になればある思うんですけど、これは、僕は一つの提案として、物言わしてもらいよるんです。

サッカーいうんはですね、今は世界でいうと、サッカー人口いうのは、すごいですよ。世界、ボール一つあれば、どこでもできますし、野球と違ってですね、野球いうのは、アメリカ、キューバですか、日本、韓国、台湾と決まっていますけど、サッカーは、世界皆やりよるんです。

そういうことを考えて、考えていけばですね。

島のまたそういうような、どういうんですか、練習させてください、貸してください、いうんがふえてくると思うんですよ。

今、1番の問題は、広島市が競技場をこしらえようというて、必死になってやりよる。多分、今みなと公園か市民球場、旧市民球場ですね。どっちかなる思うんですけど、そういうことになって、2020年にはオリンピックがあるということを見たらですね、まだまだ、その練習場等、まだふえてくる思うんですよ。

その辺をこう考えてですね、トータルで、ちょうどその辺を僕がこう提案さしてもろうたんですが、今、定住促進いうようなことで、市もやっていますけど、ここ最近は何人ぐらい入って来てますか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、先ほど中下議員の御質問ときにもお答えさせていただいたんですけども、平成19年度からこの取り組みについては進めてきておりますが、平成19年度から26年の11月現在で、95世帯、202人の方に、この事業によって、定住していただいております。

ちなみに、その中で、50歳以下の世帯が49世帯、約半数よりちょっと上ぐらいが現役世帯の方でございます。

それと、この95世帯のうちの54世帯は広島市を中心とする広島県域から江田島市を選んで入ってきていただいております。

これが大体56%ぐらいの人数です。

今年度に入って、5件入っていただいておりますけれども、その5件についても、20代の方が1世帯と30代の方が2世帯というふうに、大体傾向的には、半分ぐらいは現役の世帯の方に入ってきていただいております。入ってきていただいている方の半数ぐらいは、広島県域から広島市内から、海の豊かな江田島市を選んで入ってきていただいておりますというのが現状でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） わかりました。企業誘致というのは、どういうようになっていきますか、ここ最近。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 企業誘致の奨励金制度、これございまして、この制度は、あの江田島市内に工場等を新設または増設する場合に、一定の報奨金を出すという制度でございまして、25年度、25年度には1件、企業が入っております。

それと、今年度、26年度に入りまして、1件ほどの申請がございました。

昨年度の企業についてはですね、この制度を適用するに当たっては、新規の雇用を条件としていたしております。

で、3名ほどの新規の雇用が発生しとるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 今、企業誘致、企業がこっちに来てくれて、どれだけそこ働いてくれる人がおるか、いうことを僕はまあ聞いたんですが、3名、3名というような感じでしたね。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 今年度の企業につきましては、来年度の操業4月1日の予定ということで、申請はですね、工事の1カ月前の申請、申請してからその企業を認定するところまでの事務でございまして、今年度の企業については、まだわかっておりません。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 僕が言いたかったのはですね、定住促進、今ちょっと一辺倒でやっていると、どうにかふやすために企業誘致、定住促進やってんですけど、それが全然、効果、一応は形としてあると、やりよると、やらんよりやった方がええ、というような感覚でおるんですよ。

なら、とにかく、今、市長は2万3,000人、交流人口100万人ということをお願いいたしますけど、2万3,000人じゃなくて、交流人口100万でも、僕はええと思うんです。

どういうことか言うたら、ここへ来てもらって、楽しんで、遊んでもらって、江田島市がどういうことがわかるということもまた、定住の一環じゃろう思うんです。

そのためには、やはり、とにかく来てくれる、よそのないもの、とにかく地方は特化しなさい、いうことを国は言うてくれよんですから、じゃけん、そういうものをやはりつくっていくべきじゃなかろうかと。

そのために、1番、これから、どう言うてええんですか、子どもが1番よう楽しむこと、いうたらスポーツであるし、どちらかという、年寄り、こう言うたら失礼なんじゃが、年寄りが来るよりは、若い子供さんがくりゃあ、子供が来れば親がついて来る。おじいちゃんがついて来る、というような、回転する思うんですよ。

例えば、サッカー競技場があつてですよ。学校で練習すると。

一つのグラウンドがありゃ、大体8チームぐらいがリーグ戦とかすることができる、そういうような極端に言えば、2面ぐらいつくったら。よそにはないんですからね、今のところは、まだ。

そういうような広島から楽に来て、ここの江田島市というのは、気候は温暖、台風はない、災害はない、最高のとこですよ、ちょっと話そらして言やあよ、さっき、花野さんがヘリポートのことを言いよりましたけど、ここにゃあね7分もありゃあね、国立病院でも行かれるんですよ。日赤でも。親が倒れた、こりゃ大変じゃいうても、7分で行かれるんですよ。これは、アピールせんじやけんのですよ。医療機関が19カ所もあつて、国立、大病院、総合病院がなくてもええんですよ。なくても、7分ありゃまあ行けるんですから。それと同時に、自然はいっぱい、どう言うてええんですか、スモッグ、CO<sub>2</sub>が多いような街中ではないんですから。

空気はおいしい、最高の、住むにはええところですから。

そういうのをがんがんするために、やはり、サッカーとか、そういう自然、子供が入ってくるような、そういう方向をいろいろ考えていってもらえれば、僕はまあ、ええと思うて提案したんですが、市長、その辺ちょっと一言聞かせてください。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 人、定住、それからその前の交流というのは、その地域に、そういう人が来るための、来る原因いうか、要素があつてですね、人が来られて、ここはいいねとか、ここは将来住みたいね、というような形で物事が進むわけなんですけれども、定住を進めるための方策としてですね、議員さんは、スポーツを通じて、交流を、交流人口をふやそうということなんですけれども、一つのことだけでは到底無理なんで、さまざまな総合的な、その、あれもこれも、あれもこれもといろんなことをやらないとですね、人が来るのは限界があります。

例えばスポーツでも、現在、江田島市でことし行いましたシートゥーサミットのよように、自転車に乗れる方もたくさん来ますし、シーカヤックなどもですね、江田島市内にクラブをつくっておられる方も2チームおります。

そういった、あの、今のままでもすぐ、もうちょっと工夫して、協力してもらえれば、人を来てもらえるような組織ももう既に下地があります。

さらに、サッカー場をつくったら、サッカーする広島市内にもサッカーの子どもが専用で使えるようなグラウンドがない、ということなんです、それも確かに、有力な、人を来てもらうための方法じゃないかと思います。

さまざまな方法でですね、スポーツだけではなく、オリーブとか、みかんとか、カキとか、さまざまなものを利用してですね、人が来ていただきます。

またそれプラスですね、民間のいろんなNPOの法人とか、任意の団体などがですね、マラソン、駅伝をやったりですね、まあ、かきカキマラソンと、かきカキマラソンは沖美町の実行委員会を立ち上げてやっていますけども、さまざまなものを動員してですね、人を来ていただくことになりますから、議員が言われるように、サッカー場を一つつくって、子どもたちに来てもらったらどうかということは、有効な方法の一つだと思います。

ただし、これはかなりの億単位の金が、サッカー場を一つつくるいうことになれば、グラウンドだけの整備でもですね、億単位の金がかかりますんで、やっぱりそこらは慎重に考えて、その適当な、それだけの広さの場所があるか、ということもありますんで、これからの検討課題じゃないんかというように考えておりますが、有効な手だての一つとは考えております。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） それとですね、僕がスポーツと言うたんは、大柿高校にも兼ねて言うたんですよ。

それはどういうことか言うたらですね、今、知り合いがSRC広島いうクラブチームを今、広島につくっとんです。その前身いうのは、どのような、サッカーチームなんですけど、どのようなところかと言いますと、最初は、広島県教員サッカークラブ、教員が子供を教えるための指導要領、どのような指導をしたらええか、一つの勉強会から発足しとんです。それがSRC、今、名前を変えてですね、教員さんばかりじゃないというような感じで、名前を変えSRC広島いうようなチームになっとんですけど、それがやはり、僕がさっき話した、プロから社会人からキッズ、子供までピラミッド型であるんです。

例えば、そういうところ、その人いうのはまあ、今ごういりよるのは中町の方なんですけど、そういうような、例えば、サンフレッチェユースみたいな、そういうようなチームがひょこっこつちに来てくれる、というようにすれば、そこへ、そこで練習したいというような人はそこへ来るんですよ。

要は、そのサンフレッチェ広島のユースへ入れてくれ、というんと同じみみたいな感じで、そこへ来るんです。それをひょこつとまあ、極端に言やあ、江田島市へ来られたら、大柿高校へ入るんですよ。

施設は、ほんなら宿泊施設とか、そういうのはどういう具合にするんですか、言うたら、そらまた考えるんですよ。民泊もある、この島では、閉校になったような、空いたような小学校がいっぱいあるいうたら失礼なんですけど、結構あると。

島の有効財産を使ってですね、そういう方向に持っていきやええんですよ。そのためには、やはりそういうようなただサッカーいうたら、サッカーを引っ張ってくるんじゃのうて、その分の波及効果いうこともですね、やはり考えて、こうやったらええ思うんですけど、まあ、その辺なんですけど、サッカーでどうこう、言うんじゃないんですけど、いろいろ考え方として、広く持っとかんことには、やはり、どう言うたらええんですか。

この江田島市の活性化はないと。

それから、それと同時にもう少し職員をですね、ほんま優秀な、優秀なんが揃うと  
ると思いますよ。

その辺をもうちょっとこうね、上手におだてて使うように、持っていった方がええ  
思うんですが、市長それ、その辺で終わりますが、最後一言お願いします。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） スポーツに特化して地域振興を図ろうじゃないか、という話  
なんですけれども、サッカー場になりますと最低限、今の小学校のグラウンドくらいで  
は狭いところが多いんで、江田島市内で適地というに限られると思うんですけれども、青  
少年交流の家などは、グラウンド構えておりますので、そういったとこと提携すれば、  
すぐ隣に泊まる場所もありますし、いろんな方法が考えれると思うわけなんですよ。

で、先ほど言いましたように、ま、サッカーもそうですし、そういうカヌーとか、  
音戸高校なんかは、カヌー一部を誕生させて、かなり活発に、カヌーを奨励して子供らが  
元気になったということがありますけれども、いろんなものがありますんで、これから  
も一番、今のところ、いろんなことやって、人がたくさん集まってくれるのは、スポーツ  
系のイベントというのが、1番人が集まってくれます。

それでも、例えばサッカーのグラウンドつくれば、年間を通じて、人が来てくれる  
いうメリットがありますんで、議員の言われたことをですね、もう少し掘り下げてです  
ね、検討したいと思います。

ただ、どういうことかと言うと、例えば江田島市に一面グラウンドをつくってです  
ね、非常にいいと、具合がいい、ということになりますとですね、私は世の中の常として、  
すぐ、隣の町もですね、わざわざ江田島に行かなくても、宇品にいっぱい空き地があるん  
だから、あっこへほいじゃあ子供用のグラウンドサッカーグラウンド3面ほどつころう、  
とかいう話には私はすぐ、そういった話になりますんで、そういったものを大金を投じる  
ときには、相当隣の市町との調整いうんですか、せめて、役所との調整は、ある程度し  
てですね、江田島がやるんだから、これと同じようなものをつくらないでくださいよ、  
いう形にしとかなないとですね、つくったは、すぐ利用がなくなっていくことがです。

それは、一つの実例を申し上げますと、深江にですね、沖野島マリーナというのが、  
あります。

当時は、非常に景気の上向きの時代で、ずっと右肩上がりの経済成長している時代  
にですね。あっこへ、第三セクターでヨットのマリーナを設置しました。ところがです  
ね、しばらく時間がたって、まだ足りないという話なったときにですね、どういうことにな  
ったかいうと、広島県がですね、県がですよ。県が、ああやって観音とか吉島の川の中  
へですね、マリーナつくってですね、しかも公共で安い、随分安い値段で、あっこへ  
皆船をとめとるわけです。廿日市の方にも道路のへりにあります、たくさん。

そういったことがですね、この社会の中では、よほど慎重にやらないとですね、江  
田島にいいグラウンドできて、子供がたくさん行きよる、こりゃ広島でもやれと、それ  
は市長さんじゃなくても、広島市長さんじゃなくても、例えば議会の議員さんとか地域  
の土地が空いとるとこの議員さんらがですね、とか市民がですね、こりゃ、まだ足りん

らしいぞと、やれ、ということになるとですね、もう今度は江田島まで来ない、という  
ような事が起きますんで、相当やっぱりやる上ではですね、物事よく練った上で、考え  
た上で、やる、という方向にしとかなないとですね、後からしかられる、つくったがうま  
くいかんじゃないか、いうことになりますんで、慎重に考えたいと思います。

江田島市内で言いますと、議員さんが前に、そういうふうサッカー場の話をされた  
んですけども、サッカー場専用グラウンドではなしに、例えば、グラウンドゴルフがで  
きるとか、ほかのいろんなものがですね、多目的にできるもんじゃないとですね、現実  
には、仮につくるといふ話になったときには、サッカー場だけではなしに、多目的に使  
えるグラウンドじゃないと、非常に難しいというように思っておりますが、いずれにし  
ても、御提案をいただいておりますので、検討してみたいと思いますので、よろしくお  
願いしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） はい、市長ありがとうございました。

もう、とにかく江田島市をとにかく残そう、という意識がですね、僕は、議員さん  
今日、12人一般質問するんですけど、あの前3回と、このたびで4回目ですが、以前  
から比べたらすごい活性化しとる思うんですよね。それを、市長も力をもらって元気  
になる。それだけ質問するということは、市長も勉強せんにゃいけん、元気になる。それと  
同時に、職員は引き上がってこんにゃ、意味がない思うんですよね。

その辺をうまいこと、職員さんを使うて、またさっきのあれじゃないですが、これ  
利息が全然つかんのですからね、その辺も専門職でば一つと送り込んで勉強、金融のス  
ペシャリストになるぐらいね、それぐらいは一生懸命やらすような、こう人をもって  
いてくれたらいいと思います。

すいません、一つよろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

14番 浜西金満議員の発言を許します。

○14番（浜西金満君） 皆さん、12番目でもう私で、終わりでございますんで、  
よろしくお願ひいたします。

14番議員の浜西金満です。

通告に基づきまして、1問質問いたします。

大柿高校の存続について。

なお、平成26年2月定例会で、平川議員さんが質問されてますが、できる限り  
重複しないように、質問いたします。

本市で唯一の高校であります、広島県立大柿高校は、近年の全国的な少子化や江田  
島市市外の高校への進学で、入学志願者が減り、生徒数が減少しています。

私自身は大柿高校の卒業生ではないのですが、私の周りには、田中市長さんはじめ、  
多くの卒業生がおられ、私も家から近所にありますので、大柿高校が生徒数も多く、学  
業も優秀、クラブ活動も盛んで、活気にあふれた時代も知っております。

広島県の市の中で、高等学校がない市はありません。

たとえ、県立高校であっても、江田島市も真剣に考えなくてはなりません。

本市は、大柿高校に対して、通学バス定期代を助成されていますが、対象者が少なく生徒数は、増加していません。

もちろん、大柿高校自体も、学校を核とした地域づくりを目指して、存続とかというような、優しい言葉でなく、学校が地域の未来をつくる、というような積極的な考えを持って、活動も進めておられます。

大柿高校生徒だけを、優遇するというような、公平の原則ということもありますけど、江田島市が同校と協力して、全国から島留学生を募り、入学志願者をふやす施策、仮称、大柿高校魅力化プロジェクトなどを立ち上げてみてはどうかと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 大柿高校存続の施策についてのお尋ねでございます。

広島県教育委員会は、平成26年2月に、今後の県立学校の在り方に係る基本計画を策定し、1学年1学級規模の高等学校については、学校関係者、市町、市町教育委員会などで構成する「学校活性化地域協議会」で活性化策を検討・実施し、全校生徒が80人以上を目指す」としております。

また、「3年間が経過した後、全校生徒数が2年連続して在籍80人未満となった学校については、協議会の意見を聞いた上で、近隣のキャンパス校、統廃合等とする。」としております。

市教育委員会は、市内唯一の高校である大柿高校を活性化するため、平成22年度から大柿高校活性化事業を行い、補助金を交付し、支援を行い、今年度は新たに、通学支援のための路線バス定期代の2分の1の補助を実施しているところでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、現在の生徒数は1年生が23人、2年生が26人、3年生が15人、の合計64人であり、80人という生徒数には至っておりません。

このような状況の中、大柿高校の活性化地域協議会は、これまで3回開催され、特色づくりや活性化の方策について話し合われています。

また、大柿高校は、「大柿高校だからできる～海と島と教育の環～」というリーフレットを作成して、PRに努められ、議員御指摘の県外からの生徒募集についても、平成28年度入学の時期を目途に、計画をされております。

教育委員会といたしましては、引き続き、大柿高校活性化事業や、大柿高校活性化地域協議会を通して、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） 教育長ありがとうございます、何点か、ちょっと質問させていただきます。

さっき補助金のことも、私も教育長も言うていただきましたが、江田島市の補助金約70万だと思んですが、通学定期の助成金として、補助をされていますが、対象者がやっぱりそのバスで通う方が限られとるということで、公平の原則ということも私もさっ

き言うたんですが、ほかのことにその補助金を使ったりするということはできないんでしょうか、質問いたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 今回の補助金の件でございますが、大柿高校活性化事業の補助金でございます、計画書が出されておりました、その中で、交付、という形になつとります。

その計画書の、補助金の計画変更等、内容によりますが、検討させていただきまして、できるかできないかというような判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） それでは、また別の質問なんですが、鹿児島県ですね、鹿児島県の伊佐市いうところで、新聞紙上なんかでもご存じの方もいますが、伊佐市というのは、鹿児島県北部の、熊本県との県境にありまして、内陸部にあるそうでございます。

2008年11月1日に、鹿児島県を大口市と鹿児島県伊佐郡菱刈町いうところが合併しまして、人口を2万7,000人の市でございます。

で、その伊佐市にある鹿児島県立大口高校卒業生の中でも、いわゆるちょっと言い方不適切かもしれませんが、国公立大学とか、有名私立大学に入学した方ですね、奨励金を出す議案、5,000万円の基本条例を市議会で議決したことが、地元新聞に、11月8日に掲載されました。

何日か後にも、この中国新聞にも出ていました。

過疎、少子化、人口減に悩む地方の実情を感じる思いですが、このような思い切った施策は、江田島市の方は考えておられませんか、質問いたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） その支援の形でございますが、要は、いい大学に入ったら、賞金を出しますよ、というような形になつとると思っておりますけども、そういうことは、その賛否両論ございまして、教育の中で、そういうことをやってもいいのか、というようなこともございます。

で、大柿高校活性化協議会の中でいろんな政策を、政策と申しますか、その存続についてのいろんなことを考えております。

で、そのような中のものに対して、市の方でできることがあれば支援をしていくという考え方でございますので、今のところその伊佐市のような、大口高校のようなことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） 今、あの次長さんが言われましたように、こういうですね、市議会の議案が、議決されたということで、市長の方にですね、ネットなんかでいわゆる教育評論家が、もうそんなことは、次長さんが言われるように、そういうようなことは教育、まあちょっと、ちょっと言い方が不適切なんかもしれませんが、まあ人參ぶら下

げて、報奨を出すとかいうようなことで、すごく非難ごうごうのことも、ネットなんかでかなり寄せられた、いうことも出てました。

ただですね、日本全国もですね、保育料の助成、予防ワクチン、高齢者のタクシーチケット助成など、老若男女を問わず、地方自治体が、独自に実施している施策が幾つもあります。

やはり、思い切った施策は、ときに、今、次長さんの思いと、答えのあれで批判のかなりの的になります。

しかし、やはり何かをですね、しなければなりません。

大柿高校の危機感を、高校だけの問題とせずに小中学校の保護者や、先生はもちろんのこと、全市民の危機感として共有することが大事だと思います。

江田島市の子供たちは、高校卒業までは、ふるさと江田島で暮らし、ルーツを大切にする日本人、国際人になってほしいと願っております。

これは、返答いりませんので。

またですね、この中国地方の島根県、隠岐島前高等学校、この島根県隠岐諸島にも島の前と書いて島前、島の後ろと書いて、島後というふうに島が幾つかありまして、そういうんで分かれております。

その島根県、隠岐島前高等学校はですね、日本海の離島でありながら、昭和33年、国への働きかけを通じて、特例を受け、全国で初めて全日制分校となり、また、地元負担で校舎を建て、まさに、地域の学校であります。

しかし、少子化、本土の高校への進学で、県の高校統廃合の基準であります入学者数21人も切る可能性も出てきました。

そこで、魅力の会を立ち上げまして、魅力の会というのは、いわゆる島前3町、これは西ノ島町、学校の所在します海の土と書いて海士町、それと知夫村いうて、3町村の町村長、議長、高校の校長、中学校の校長、PTA会長、もちろん高校のOB、OG会などで構成されて、立ち上げました。

最初にも言いましたように、高校を核として、学校と地域が一緒になって、魅力化を進めて、全国の意欲のある生徒も行きたい、と思うような豊かな自然と文化に囲まれ、人とのつながりが深く、安心・安全な地域であるとともに、学力も人間力も伸びる、教育環境を整えることで、子育て、教育の島、江田島市として教育ブランドを構築していくことで、この今の私が12人目の議員の一般質問でございますが、その前にも、何人かの議員がやっぱり、活性化というかですね、人口の減いうことをかなり真剣に思っていることが、質問でもわかると思います。

教育ブランドを構築していくことで、子供、子供のおれる若いUターン、Iターンを呼び込み、江田島市の発展を目指してほしいと思いますが、市長何か一言、お願いいたします。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 大柿高校のことにつきましては、大変悩ましい課題、問題だというような感じております。

いつも成功例に挙げられるのが、今議員が言われた海士町の例を言われるわけなん

ですけれども、海士町は、絶海の孤島にある離島でございます、なかなか島から外へ出ていくのは、当然、通学はできませんので、本土へ住む、ということになりますので、江田島市の大柿高校の状況とは、相当やっぱり状況が違うと思います。

海士町の場合には、非常に強い危機感いうんですかね、地元の子供が残って、本土へ通学できる距離であれば、別なんですけども、出ていったきりになるような形になっております。

江田島市の場合には、いわゆる広島、呉へ通学ができるというような距離にありますので、実際には、市内の中学校卒業した生徒のうち、およそ85%の子供は広島、呉の市内の学校へ、いわゆる通学しています。

生活はこっちに置いて、親と一緒に住んどって、広島、呉へ通っておるわけなんですけれども、じゃ、どうしてみんな広島、呉の高校へ行くのか、ということになりますと、これは多分、子供にとっても行きたい学校がですね、広島、呉にあるんですよ。

単純に言えば、商業もある、工業高校もある、難関大学へ進学する高校もありますし、さまざまな受け皿、子供が行きたいという受け皿が呉、広島にあるわけです。親も行かしたいと、子供を行かしたいという学校が、呉、広島にはあります。

それに比べて、江田島市内にはですね、県立の普通科だけの小規模校、それも、小規模校の大柿高校しかないという現実がありますので、先ほど言うた、85%の江田島市内の小学校卒業した85%以上の子供は、本土の方へ、呉、広島へ通学しとるとというのが、私は海士町と比べたときに相当違うと思います。

海士町の場合には、もう後がないと。

このままだったら、高校が消えるよ、というようなところでですね、地域の方が自主的にそういった危機感を持ってですね、これ学校、どうにかしなければ、いう立ち上がりがあったと思うんですけど、それに呼応して行政がですね、財政的に支援などを行って、まず、財政的な支援いうんは、その中でも人的な支援もありますけれどもね、お金を出して、そのお金で、外部の方、島外への子供の勧誘、入学勧誘いうんですか、そういったものを盛んにいろんな手段を通じて、あの展開したわけなんですけれども、それと同じ手法がですね、大柿高校でできるか、と言うと、もう少しやっぱり踏み込んで研究してみる必要が、私はあるんじゃないかと。

広島市に勝る、呉市に勝る魅力がですね、大柿高校へ展開できるんか、ということが1番大事なんで、広島市の学校へ行くよりは、普通科高校で、広島市の普通科高校は、基町とか皆実とか、たくさんありますよね。

呉でも、三津田、宮原、広とかいうようなんありますけども、それに勝る、魅力のある学校にしない限りには、地元の子供がですね、広島、呉へ出るのは、とまらないと私は考えております。

そうするとやはり、何が1番か言うたら、教育そのもの、子供が行きたい学校にしたいということが非常に大事なんでですね。

そのことについてはですね、現在協議会がありまして、どういった高校にするべきかということがありますので、この3年の間に、協議会の結論がまとまりますので、その中でですね、江田島市の財政的な支援とか、江田島市が場合によっては、ある程度、

前へ出て行ってですね、これを、大柿高校を存続させるための力になるようなことはですね、市としては当然やらなければならない、ということになっておりますので、もうちょっと推移を見てですね、対応したいというように思います。

○議長（山根啓志君） 14番 浜西議員。

○14番（浜西金満君） 私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、14番 浜西議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

13時50分まで休憩いたします。

（休憩 13時39分）

（再開 13時50分）

## 日程第2 報告第9号

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、報告第9号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を、議題といたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第9号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について、専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企画部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） それでは、報告第9号、専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）説明いたします。

1ページをご覧ください。

このたびの専決処分は、交通事故に係る損害賠償の額の決定でございます。

相手方は1名で、損害賠償額は、表に示すとおりでございます。

事故の内容につきましては、2ページ、専決処分書をご覧ください。

2ページの中程でございます。

事故の概要にありますとおり、平成26年9月8日午前11時ごろ、江田島市江田島町中央一丁目1番1号の江田島支所、駐車場におきまして、市企画部所属の職員が、公用車を発信した際、当該職員及び相手方の安全確認不足により、双方の車両が接触し、損傷したもので、この事故における損害について相手方と和解し、損害賠償の額を決定

したものでございます。

和解の相手方は、江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇さんで、損害賠償額は16万8,000円、専決処分年月日は、平成26年10月30日でございます。

今回、このような事故を起こし、まことに申しわけございませんでした。

今後、このような事故のないよう、交通安全の徹底について、職員に注意喚起を行ってまいります。

なお、損害賠償金は本市が加入しております、総合損害賠償保険で補てんされております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

### 日程第3 同意第3号

○議長（山根啓志君） 日程第3、同意第3号公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第3号公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

平成26年12月15日で任期満了となる、次の公平委員会の委員を引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方は、住所が江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地、氏名が久保理市さんです。

昭和〇〇年〇月〇日生まれ、69歳でございます。

久保さんは人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し、識見を有する方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、こと人事に関することですので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案については、これに同意することに決定いたしました。

#### 日程第4 承認第5号

○議長（山根啓志君） 日程第4、承認第5号専決処分の報告と承認について（平成26年度江田島市一般会計補正予算（第3号））を、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第5号専決処分の報告と承認について（平成26年度江田島市一般会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項、本文の規定に基づきまして、平成26年度江田島市一般会計補正予算（第3号）について、専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、衆議院の解散により、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることとなり、所要の補正を行う必要が生じたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、平成26年11月21日に専決処分したものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 承認第5号について説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

内容は、先月21日に衆議院が解散され、今日2日公示、14日投開票の日程で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。

これに伴い、緊急に選挙執行経費の補正予算措置が必要になりましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたものでございます。

専決処分年月日は、平成26年11月21日でございます。

別冊の平成26年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算書事項別明細書（専決処分）の1ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定によりまして、次のとおり専決処分する。

平成26年度江田島市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億964万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、補正予算事項別明細書で、主な内容について説明いたします。

事項別明細書の10、11ページをお願いいたします。

まず、歳出について説明いたします。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費に、投開票にかかる管理者、立会人の報酬、事務従事職員の時間外勤務手当、入場券作成費、郵送料、ポスター掲示板の作成、設置等の経費、投票用紙分類機の更新のための備品購入費など、所要の選挙執行経費を計上いたしております。

前に戻っていただいて、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入です。

今回の選挙の経費につきましては、全額、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金の選挙啓発推進事業委託金及び衆議院議員選挙委託金で賄われることとなっております。

なお、12、13ページに給与費明細書をお示しいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本件を、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

## 日程第5 議案第85号

○議長（山根啓志君） 日程第5、議案第85号江田島市市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案についてを、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第85号江田島市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

市役所本庁の移転に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第85号について説明いたします。

議案書9ページに改正条文、10ページに新旧対照表を、11ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、参考資料で改正内容を説明させていただき、そのあと、改正条文の説明をいたします。

議案書の11ページ、参考資料をお願いいたします。

まず1、改正の経緯は、平成26年4月、本市は、庁舎整備につきまして、分庁方式による庁舎配置を決定いたしました。

これを受けまして、今後の庁舎のあり方、組織機構の配置、移転スケジュール等の検討を進めまして、この12月、江田島市庁舎整備ガイドラインを策定いたしました。

ガイドラインに示しました基本方針及び移転スケジュールに沿った市役所本庁の移転に伴い、本条例の一部を改正する条例案を提案するものでございます。

2、改正の必要性は、地方自治法第4条第1項の規定によりまして、地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないとなっており、条例で定める必要があるということでございます。

3、ガイドラインの内容、これは抜粋でございますが、まず1は、位置は、防災機能を確保するとともに、庁舎の面積や設備などを考慮し、大柿分庁舎に本庁置くとしております。

また（2）、移転時期といたしましては、これら四つの庁舎再整備のうち、優先するのは本庁となる大柿分庁舎の改修であり、これについては、平成28年8月1日からの稼働を目途に整備を進めるといたしております。

改正の内容といたしましては、本則中、現在の本庁の住所「江田島市能美町中町4859番地9」を新本庁舎、現在の大柿分庁舎ですが、「江田島市大柿町大原505番地」に改めるものでございます。

5、施行期日は公布の日から起算して2年6カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしております。

規則で定める日につきましては、ガイドラインで示しております目途、平成28年8月1日を予定いたしております。

なお、庁舎整備に伴う他の条例案につきましては、移転の進捗状況、予算措置を見極めて提案する予定でございます。

また、本定例会上册の補正予算に、移転に伴う本庁舎、新本庁舎の大規模改修工事設計委託業務委託料、委託費と債務負担行為の追加をお願いいたしております。

議案書の9ページにお戻りください。

改正条文で住所の変更をいたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から起算して2年6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっと関連でお尋ねしますが、市のこれ、庁舎整備ガイドラインをもらったんじゃけど、いわゆる庁舎整備のね、パブリックコメント、もう終わったん。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 昨日、配布させていただきました庁舎整備のガイドライン及び江田島市公共施設のあり方に関する基本方針について、鏡文書をつけさせていただいたその裏に参考資料資料を添付させていただいておったと思うんですけども、この庁舎整備のガイドラインにつきましては、10月18日に、庁舎整備等市民懇話会を開催しております。

これは、ワークショップで開催して、70名の方の参加をいただいております。

その後、パブリックコメントに10月22日から11月21日の1カ月間、パブリックコメントに付させていただきました、そのパブリックコメントの内容につきましては、現在市のホームページで掲載中でございます。

市議会全員協議会におきましては、10月17日に、パブリックコメントの前に、この案を提示をさせていただいて、これから1カ月の間、パブリックコメントを実施させていただきますということを事前に報告をさせていただき、パブリックコメントがありましたので、そのパブリックコメントの内容を受けて、11月27日に最終の会議になりましたが、内部会議であります庁舎の検討本部会議を開催し、最終案の審議を経た後、市長決裁を経て、昨日配付させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっと勉強不足やったからね、尋ねたんですが、いわゆるあの分庁方式にして、その地域の活性化を維持していきたいとか、図りたいということで、それ非常にいいことなんじゃけど、どうもその、すべて終わっとるみたいなんだけど、大柿本庁舎の方に、ほとんどいって、能美町の今の本庁舎、分庁舎は、見ると、教育委員会だけになっとる、で、そういうふうなそのちょっと違うんじゃないか、違うというのは、分庁方式の理想とか、理念とか、ちょっとね、分庁方式で、その地域の活性化を図るとか、衰退を食い止めるとかいうことじゃったんだけど、全部大柿本庁舎に、全部ほとんど8割から9割いっとるわけなんじゃが、それはパブリックコメントとか、いろんなワークショップという、その結果じゃとは思わんじゃけどね。

この辺はいかがなですかね。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 今、お手元にガイドラインをお持ちのようでしたので、ガイドラインを使って説明をさせていただくんですが、4ページをお開きいただければと思います。

ほかの議員の皆さん、お持ちでない方いらっしゃいますので、読み上げさせていただきますけれども、今回この組織機構の配置を決めさせていただくときには、その前の段階で、庁舎のあり方検討市民委員会の皆さんの方から最終答申をいただいております。

最終答申の中では、これから庁舎のことについて最終決定するときには、まず視点の1番目として、防災機能の確保について、十分考えてくださいよ、これが1点目の視点でございます。

2点目の視点としては、財政への影響については十分に配慮してください。

これが2点目の視点で、3点目の視点が均衡のあるまちづくりを進めてください。

この三つの視点で、庁舎整備を決定するに当たっては十分考えた上で決めてくださいというのが、市民委員会からいただいた提言でございます。

今回、大柿分庁舎に本庁機能集約しておりますのは、防災機能の確保という観点から、現在大柿分庁舎がある位置は、それぞれ津波でありますとか、土砂災害でありますとか、そういう災害の警戒区域からすべて外れておるのが大柿分庁舎であるということが1点と、財政への影響ということと言いますと、本庁機能分散しておることによって、職員の異動コストでありますとか、決済機能を有するときに、即時に決められないということであったりですとか、先ほどの防災機能の確保というところに戻りますと、危機管理体制を引くにも、産業部、土木部、危機管理監、そういった部署がすべて1カ所にある方が、災害体制については望ましいという、そういった機能から大柿分庁舎を選ばせていただいております。

3点目の視点にあります均衡のあるまちづくりということで、議員ご質問いただいた地域拠点でのにぎわいを維持確保する必要がある、行政サービスを維持確保する必要があるということで、支所の機能については、今までどおりそれぞれの地域に置かせていただいて、これで機能充実さしていこうということが一つと、能美庁舎に教育委員会を置いておりますのは、教育委員会の方で、教育センターをいずれかの時期に整備したいという構想があります。

それともう一つは、中町公民館が旧耐震の建物でございますので、将来的には、能美地区に市民センターを整備しなければならないということも視野に入れておりますので、能美庁舎については教育委員会を配置させていただいております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 組織機能についてちょっとお聞きたいんですが、今の市役所より福祉保健部の方が超過して、本庁の方にするということですが、それで、それにとものうて、会議室は十分取れるんか、あるいは、駐車場は十分取れるんか、そこらが、まあこれから設計するんでしょうが、どうなんだろうかの、ちょっと聞きたいです。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） お手元にもし、本日のガイドラインをお持ちでしたら、6ページをお開きいただきたいのですが、現在の大柿分庁舎に、今ある組織機構のまま本庁機能を集約したと、仮に想定しますと、予定される職員数が190名でございます。

この190名を配置したときには、現在の本庁で事務室を行っておるよりは、ゆとりのあるスペースで事務をとれる床面積が確保できますのと、今現在の能美の本庁舎でございますけれども、こちらの2階に会議室がございますけれども、あの会議室以上の会議室のスペースを大柿分庁舎で確保できるということが、計算上は出ております。

駐車スペースにつきましても、現在の能美庁舎にある駐車スペース以上のものが、大柿分庁舎のほうでは確保できますので、懸案となりますのは、職員の駐車場をどのようところで確保するか、というところが1点懸案にはなるんですけれども、来庁者の皆さんには、御不自由をかけないだけの駐車スペースは確保できる予定でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 結局、この合同庁舎は、もともと大柿土木事務所であったんですが、大柿土木事務所の職員は、100人もいなかったと思うんですよ。

それでまかないよったわけですが、やっぱりこう、窮屈な形になるのかなというふうに私は感じるんですね、それで設計を仮にしてみても、例えば、福祉保健部をほかの支所の方に移すとかいうことも考えられるのか、部・課の増減がまた考えられるのか、これをお聞きします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、当然今6ページにお示ししておりますものは、現在の組織機構で集約した場合という、仮の形で置かせていただいております。

ただ、大柿分庁舎の周辺には、大柿の保健センターでありますとか、大柿老人福祉センターでありますとか、そういった他の新耐震の建物もございますので、そういったものも有効に活用して、できるだけ経費を使わない形で、庁舎移転については実施したいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 今、経費と言われるんですがね、後、補正の方で出てきますけど、今、部長が経費と言われるんですが、4億ほど、やられとるんですよ。

それで、何をやられるのかな、いうように感じるんですよ。それで、4億かかる。

これはまあ、補正のところでも聞いてもいいんですがね、この機構改革の中で、私が求めたいのは、これから庁舎もある、支所もある、各集会所なんかもあります。

それで、政策課の方で、施設等公共施設のあり方検討委員会、やっておりますがね。

この際に、こういう施設が今からどんどん出てくるから、ここへ本庁へ技術屋も含めて、施設を管理運営、計画から施工、管理までをできるような形のものをひとつ、ここへ入れてもらうということが、考えられるかどうか、最後に。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 先ほども申しましたように、現在お示ししておりますのは、現在の組織機構で入った場合という形で、お示しをさせていただいております。

今議員が、御提案していただきましたように、本市の大きな課題であります公共施設の再編整備をどのような形にしていくのか、これは本当に大きい課題でありますので、その重要な時期が来た折には、市長の方で、それぞれの組織機構について、どういう体制がベストなのかということはお考えになられるかと思えます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 私はですね、この条例の施行期日が平成26年の8月、2年6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するというので、規則の定める日は、平成28年の8月1日を予定されておる。

まだ、これから2年半あります。

なぜこのタイミングでですね、この条例案を出さねばいけなかったのか。ガイドラインもできたばかりです。

で、我々の正式なガイドラインについては、昨日、手元に配布されてきました。

ま、その間もいろいろ、全員協議会等で説明を受けておりますけれども、正式なものを配布されたのは昨日であります。

で、本日、このようにですね、2年半後のいわゆる移転について、議決をしなければいけない条例案を提出されなければいけない、このタイミング的なものは、どのようなことでやられたんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、今回ガイドラインの方には、後の方にスケジュールを全体スケジュールをお示ししておると思うんですけども、この庁舎整備については、ほかの起債と違いまして、合併特例債が最も有利な財源として充てることができません。

この合併特例債を活用できるのが平成31年までということでございますので、できるだけ決定をみた事案については、早期に着手したいという思いがございます。

それで、今回は、補正予算を計上をさせていただいておりますので、前回の議会でも御指摘をいただきましたが、予算編成をするときには、それに伴う条例については、これを議案として付す必要がございますので、大柿分庁舎の設計予算を計上させていただくこのタイミングで、条例改正についても上程をさせていただきました。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ガイドラインができたから、すぐ、これはもう条例であげて、既成事実というか、できるだけ早くやっておこう、ということが、私はちょっと感じられましたので、ただいまの質問をさせていただきました。

ものすごく非常に、こういうようにですね、ガイドライン決まった、すぐ条例が出てくる、いうてものすごく切迫感、圧迫感を感じるんですよ、もう少し余裕を持ってですね、こういう条例案は、私はあげるべきじゃないかと思えますが、それについてとやかく言う権限もありませんので、この程度にしておきます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 6 議案第 8 6 号～日程第 9 議案第 8 9 号

○議長（山根啓志君） 日程第 6、議案第 8 6 号江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 9、議案第 8 9 号江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第 8 6 号から議案第 8 9 号までについてでございます。

最初に議案第 8 6 号江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じ、一般職の職員の給与を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案書 2 2 ページ、議案第 8 7 号江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

本市特別職の職員の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書 2 5 ページ、議案第 8 8 号江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

本市議会の議員の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書 2 8 ページ、議案第 8 9 号江田島市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じ、一般職の任期付職員の給与を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） それでは、ただいま一括上程されました議案第86号から第89号までの四つの条例の一部を改正する条例案につきまして、初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後、各改正条文の説明をさせていただきます。

議案書32ページの参考資料をお願いいたします。

まず、今回一部改正を行う条例の名称は、1にお示ししました次の四つの条例でございます。

まず、江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、これは議案書の12ページから21ページまでです。

(2)江田島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、こちらの方は議案書の22ページから24ページ、(3)江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、こちらの方は議案書の25ページから27ページでございます。

(4)江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、こちらは議案書の28ページから31ページとなっております。

今回の主な改正内容は、3点でございます。

まず1点目ですが、2の給料月額を引き上げでございます。

改正の理由といたしましては、人事院勧告の内容としまして、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら、給料表の水準を平均で0.3%引き上げるものでございます。

引き上げの対象者は、1級から7級までで計311人が対象となります。

また、任期付特定任期付職員につきましても、民間給与との格差を埋めるため、給料月額2,000円の引き上げを行います。

実施時期につきましては、平成26年4月1日にさかのぼって実施いたします。

次に、33ページをお願いいたします。

2点目は、3の期末勤勉手当、ボーナスの引き上げでございます。

改正の理由は、人事院勧告内容ですが、民間の支給割合に見合うように、次のとおり引き上げるものでございます。

主な改正内容は、下の表の縦軸合計欄のそれぞれ横軸の計のように、まず、一般職は、人事院勧告に準じて0.15月分引き上げます、現行の年間、括弧書きのところになるんですが3.95月分を4.1月分とします。

また、再任用職員は0.05月分引き上げ、現行の年間2.1月分を2.15月分といたします。

次に、特別職、市長、副市長、教育長は、国家公務員に準じて0.15月分引き上げ、現行の年間3.0月分を3.15月分といたします。

議会議員は、国家公務員に準じまして、0.15月分引き上げ、現行の年間3.4月分を3.55月分といたします。

特定任期付職員は、人事院勧告に準じて0.1月分引き上げまして、現行の年間3.0月分を3.1月分といたします。

今年度は、平成26年度支給月数の表のとおり、いずれも6月期は既に支給済みでございますので、今年度の引き上げ分は、12月期に上乘せして調整するものでございます。

なお、平成27年度以降の支給月数は、下の表のとおり支給月数の合計は変更ありませんが、支給割合を6月期と12月期にそれぞれ等分に振り分けて調整するものでございます。実施時期につきましては、平成26年度は、条例の公布日です。

ただし、27年度からの支給割合につきましては、平成27年4月1日となっております。

次に、34ページをお願いいたします。

3点目が、4、通勤手当の引き上げ、人事院勧告内容ですが、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえて、使用距離の区分に応じ、下の表のとおり、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

実施時期は、平成26年4月1日にさかのぼって実施いたします。

予算の関係になりますが、増額となる人件費は、一般会計、特別会計、企業会計合わせまして、総額2,764万7,000円となる見込みでございます。

それでは、それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

一般職と再任用職員の改正条文でございます。

第1条で、通勤手当の引き上げと、14ページから16ページの別表のとおり、一般職の給料表の改定を行います。

17ページをお願いいたします。

第2条で、平成26年度のボーナス、こちらの方は勤勉手当になりますが、の引き上げ、第3条で、27年度以降のボーナス、勤勉手当の支給割合の調整をいたしております。

また、附則といたしまして、施行期日等、異動者の号給調整、給与の内払いのみなし規定、規則への委任を定めております。

議案書23ページをお願いいたします。

特別職の改正条文で、第1条で、平成26年度のボーナス、こちらの方は、期末手当の引き上げ、第2条で、27年度以降のボーナス、期末手当の支給割合の調整をいたしております。

また、附則といたしまして、施行期日等、期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

議案書の26ページをお願いいたします。

議会議員の改正条文で、第1条で、平成26年度のボーナス、こちら期末手当の引き上げです。

第2条で、平成27年度以降のボーナス、期末手当の支給割合の調整をいたしております。

また、附則といたしまして、施行期日等、期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

議案書の29ページをお願いいたします。

今、任期付職員の改正条文で、第1条で給料と平成26年度のボーナス、期末手当の引き上げ、第2条で、平成27年度以降のボーナス、期末手当の支給割合の調整をいたしております。

また、附則といたしまして、施行期日等と、給与の内払いのみなし規程を定めております。

以上で、4議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本4議案に対する質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 議案第88号、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について質問いたします。

条例改正案は、議員の期末手当の支給率を現行年間3.4カ月分を3.55カ月分0.15カ月分引き上げるということではありますが、3点ほど質問いたします。

1点目は、提案理由では、国家公務員に準じて改定することに伴いということ、改定するということが既定の事実というのがですね、根拠になってるように思われるんですけど、現行条例の一部を改正する必要があるのですが、準じて改定すると断定されていますが、人事院勧告があれば、非常勤の特別職である議員に対しても準じて改定する必要がある根拠を伺います。

というのは、よくあることですが、法律改正に伴う条例改正とは違うのではありませんか、例えば、そうであれば、国や県の指導によるものか、従来からの慣例によるものか、市長判断によるものか、他市町のに倣ったとか、いろいろなことは考えられると思いますが、その点についてですね、根拠についてお伺いいたします。

それから2点目について、近隣の市町でも、12月議会で、議員関係の条例改正案が提出されていると思いますが、調査されていますか。

調査されているのなら、簡単に、その内容を教えていただきたいと思います。

3点目といたしまして、監査委員、農業委員等については、江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で決められていますが、この人たちには条例改正議案が提出されていないが、この人たちは、人事院勧告の対象にならないのですか。

この3点についてお伺いいたします。

総務部長お願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 江田島市の場合ですね、これまで人事院勧告に準じた対応をこれまでずっとさせてきていただいております。

その中で、議員の皆さんにつきましても、国の基準に基づきまして、それに準じたような形で、改定をこれまでもさしてきていただいておりますので、今回上程させていただきます。

近隣市町の調査なんですけど、直近のものにつきましてもはまだ、調査しておりませんが、この人事院勧告が出た段階では、各市町とも本市と同じような形で対応するようなお話を伺っております。

それと、監査委員、公平委員等につきましても、今回のこの人事院勧告の分には該当しません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 人事院勧告に準じてということはですね、いわゆる慣例というかですね、結論は、市長の判断で、人事院勧告が出たからですね、議員さん、どうぞ支給率を上げてくださると、こういうことでよろしいわけですか。

あとは議会で議決される事ですから、もうご自由にと、いう解釈でよろしいんですか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） はい、江田島市の場合はですね、人事委員会がございません。

そういったことで、人事院勧告に準じた対応をこれまでさせてきていただいております。

県とか、広島市とか、そういった大きい市とか県とかにつきましても、人事委員会がございますので、そこらの勧告を遵守しながらやってきておりますが、うちの町にはそういったあれがありませんので、これまでずっと人事院勧告に準じたようなそういった勧告を十分見きわめまして、それに準じたような形で対応させていただいておりますので、議員の皆さんにつきましても、これまでもそういった形の中で、提案させていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 最後ですけどですね。

3点目に申しました点を、もう一度ですね、いわゆる特別職の職員で非常勤のもの報酬ですね、費用弁償に関する条例、いわゆる農業委員とか、監査委員とか公平委員とか、この方についてももう1回、再度説明していただきたいんですが、よろしく願います。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 人事院勧告の分につきましても、そういった分については該当いうか、その対象にはなっておりません。

先ほど申し上げましたようにそういった形になっておりますので、はい。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに議案第86号江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第86号江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第87号江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第87号江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第88号江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） いろいろこの議員報酬については、ことしの4月にですね、20%アップしたわけですけど、いろいろ議論はあると思いますけど、今回の期末手当の支給率、年間0.15の増額ですけど、次の2点の理由で反対討論といたします。

1 点目として、今の時点で、期末手当の支給率を上げる根拠に乏しいと考えます。

常勤の職員や常勤の市長、副市長と違って、議員は非常勤の特別職であって、人事院勧告があったからといって、即、議員に反映させる必要はないと思いますし、人事院勧告というのは、民間と官との給与格差を是正するためのものがございますけど、一般に、民間といっても、大企業とかです、大きな企業が、大体私は対象になってると思います。

だから人事院勧告はあってもですね、それを、下のいわゆる財政の厳しい市町がですね、そのとおりにやったのではですね、その市町の財政、それから、その市の経済状況とかですね、給与の状況、そういうことも、勘案してやってもいいんじゃないかと考えております。

そういう意味です、必ずしも人事院勧告があったからといって、議員に反映させる必要はないと思います。

2 点目ですけど、この引き上げは、結論的には市長判断によるものであり、何ら民意が反映されていないと思います。

と申しますのは、議員の歳費は、条例で、議員報酬、費用弁償、期末手当、政務活動費で構成されており、そのうち、議員報酬の額及び政務活動費の額について、この二つについては、特別職報酬等審議会条例で、市長の諮問の対象になっています。

すなわち民意を反映されているということですが、費用弁償及び期末手当は諮問の対象となっていないため、民意は一切反映されていないと考えます。

改正案を上程されたいのならば、まず、期末手当も、支給率ですけどこの場合、まず期末手当も、諮問の審査委員会の諮問の対象とするよう、審議会条例を改正し、審議会の答申を受けて、それから提案すべきじゃないかというのが私の意見でございます。

以上、江田島市の厳しい財政状況にかんがみ、市長から提案がなされたが拒否したと。

まず、議員が反を示しすることにより、議会の信頼を勝ち得たいと思っております。以上でございます。

○議長（山根啓志君） 次に賛成討論はありますか。

1 1 番 胡子議員。

○1 1 番（胡子雅信君） 私は、議案第 8 8 号、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、こちらの改正の方が、国家公務員に準じて、人事院勧告にならって改定するというのであります。

本来、定額であれば、このような議論は起こらないはずでありすけども、議会としましても、国家公務員の給与に準じて、民間の給与が下がったときには、期末報酬等を下げてきました。

このたびは、民間の給与ベースが上がってきて、公務員の給与も上がるというところの中での上方修正ということでもあります。

そういった意味では、本来定額であれば、こういった議論にはならないと思いますけども、このたびは、人事院勧告に従って改定することに賛成であり、また、それ以上

の仕事が議員がやっていくことによって、市民の信頼を得ることであると思いません。

よって、私はこの議案に対して賛成いたします。

○議長（山根啓志君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第 88 号江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 89 号江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第 89 号江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

15 時まで休憩いたします。

（休憩 14 時 49 分）

（再開 15 時 00 分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第 10 議案第 90 号～日程第 12 議案第 92 号

○議長（山根啓志君） 日程第 10、議案第 90 号江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案についてから、日程第 12、議案第 92 号江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案についてまでの 3 議案を、一括議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第90号から議案第92号までについてでございます。

最初に議案第90号江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案についてでございます。

介護保険法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づきまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書58ページ、議案第91号江田島市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例案についてでございます。

介護保険法第115条の22第2項第1号の規定に基づきまして、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書60ページ、議案第92号江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案についてでございます。

介護保険法第115条の46第4項の規定に基づきまして、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま一括上程されました議案第90号から92号までの条例案について説明します。

36ページから56ページに、議案第90号の条例案をおつけしております。

次に、57ページが本条例の附則による改正の新旧対照表を参考資料としておつけしております。

59ページが、議案第91号の条例案でございます。

61ページから63ページに、議案第92号の条例案を、そして64ページから72ページに参考資料をおつけしております。

それでは、64ページをお開きください。その参考資料により、御説明申し上げます。

表題でございますが、見出しの囲みに、地域主権改革に伴う介護保険法に関する条例制定についてと題しております。

1に条例の趣旨について説明しています。

平成25年6月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

その中で、介護保険法の一部が改正され、厚生労働省で定められた基準を市町村の条例で制定することとされておりますので、このたび、関係条例を上程させていただきました。

定められた基準を次の2に4点ほど挙げております。

そして3に、提案しております三つの条例の名称や、根拠法をお示ししております。次のページをお願いします。

4に、それぞれの条例案を制定する基本方針について示していますが、江田島市は、国の基準と異なる事情が認められません。

そのため、すべて国の基準に応じた条例を制定することとしています。

続いて、各条例案について説明します。

66ページをお開きください。

議案第90号について、参考資料により説明します。

1の趣旨については、先ほど述べたとおりでございます。

2の条例の考え方でございますが、(1)の条例で定める基準は、アとして、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、そしてイとして、基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものでございます。

67ページをお願いします。

中ほどの太字の見出し3にですね、定める主な基準について示していますが、すべて、これもすべて国の基準のとおり規定しています。

68ページをお願いします。

1番下の5に、この条例の制定に伴い、国の基準を用いている箇所について、関係する条例を附則で一部改正することといたしております。

続きまして69ページをお願いします。

議案第91号について、参考資料により説明します。

1の趣旨については、さきの条例と同様でございます。

2の条例制定の考え方でございますが、(1)の定める基準は、指定介護予防支援事業者の指定をしてはならない場合の基準を規定しています。

70ページをお開きください。

3に定める基準について示していますが、これもすべて国の基準のとおりとしております。

71ページをお願いします。

議案第92号について、参考資料により説明します。

1の趣旨については、これも条例と同様でございます。

2の条例の制定の考え方でございますが、(1)の定める基準は、包括的支援事業を実施するために、必要な基準について規定しています。

次のページをお願いします。

3に定める基準について示しています。

これも、すべて国の基準のとおりとして規定しております。

最後に、三つの条例でございますが、施行期日を平成27年1月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本3議案に対する質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねします。36ページ、ま、35ページでも一緒なんじゃけど、議案第90号のね、とこに「江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について」と書いとるね。

これ読んでわかる、あなたは。当然わかるんじやろう思うんじやが、これ簡潔に言うたらどうということ。さっぱりわからんのよ、私は。認識不足かもしれないけど、勉強不足かもしれないけどね。

あんたら勉強してないんが悪いんよ、言われりゃそれまでじゃけどね。ほいでこれが、今度江田島市のホームページの条例に出るんじやろ、多分。ほいで一般市民が読んで、これわかる。ちょっとほいじゃけん、簡単にここはどういうことかちょっと言うてや。まず第1点。簡単によ。わかりやすく。簡潔に。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） この条例はですね、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、関係法律の整備等に関する法律において、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する。

そして、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための医療法であるとか、介護保険法の関係する条文は、すべてで19本あるようでございますが、それぞれの所要の整備を行うというふうにされております。

その中で、大きな目的としては、医療、そして介護の連携を強化するために、厚生労働大臣が、基本的な方針を定める、策定するというふうの規定されております。

このたび、厚生労働省の方で、そういう基本的な方針が定められましたので、介護保険法の方針が策定されたということで、関係の条例を制定するというところでございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 質問が3回しかできんけんね。非常に悔しいんじやけどね。

これを、まず、一つ目はね、これをね、わかりやすくね、何かこう、括弧書きで書いてね、出しとってくれにやあね、これはっきり言ってここに18人議員がおるがね、1人か2人ぐらいはわかる人おるかもわからんけどね。多分わからんと思いますよ、私は。わからんのが悪い言うちゃいけんですよ、そりゃ。

それともう1点は、ついでに全部聞いときます。

このことし、これは去年の5月、去年の5月ですね、この法律ができたんがね。5月、6月。去年やねこれは。それで、ここにもろうとる資料は医療介護総合法案、案がなくなって法になったんで、これ6月に、国会で議決されとるんじゃけど。これとのこの関連、あるかないか。これが一つ。それでね、議案第92号には、第3条で、61ページにね、地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が共同して、要はずっといったら住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなきゃならないと、そこの地域の住民が。それが書いとる。果たしてそういうふうになっとるかなってないかを簡潔に答えてもらえりゃ。

まだ、次がありますから。

ほいで今の90号から92号の説明文の中に、65ページから説明文があるんですが、ここの65ページに、「要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれてる環境等に応じて、保健医療・福祉にわたる指定介護予防サービス等が、多様なサービス提供主体から、総合的かつ効率的に提供されなければならない。」

こう書かれとるね、これ非常にいいことが書いてある。

そのずっと下の3番、(3)のそこにはね、江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の中には、地域包括支援センターの設置者、江田島市よね。

「介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するために、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助、支援等を行う上で遵守しなければならない基準がある。」と、いろいろ書いとるんですがね。

まあ、この介護保険法に非常にそのええことが書かれとるんじゃけど、今度、これが施行されるわけなんだけど、来年の4月から。

そうなった場合、いわゆる要支援1、2を今の介護事業サービスから外して、地域サービスに持っていくということは、ここに書かれてることと、マッチするんかしんか。

その辺が非常に懸念をするとこなんですけど、福祉保健部長。簡単でいいですから、わかる範囲で言うてくれりゃ、どうせ来年のことやから。いいですか、わかる範囲で。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 三つの条例が、地域における総合的な確保を推進するとどう関係するんかということでございますが、この法律で規定されておりますのは、医療であるとか介護であるとか、先ほども言いましたが、そこら辺のその連携を密にする。医療と介護の連携を強化するために、制定するんじゃと。

その場合には、厚生労働大臣が、基本的な方針を定めたら、速やかに市町で条例を制定しなさいということで、十分な関連性はあるものと思います。

それと、92号の介護保険の被保険者、住民が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならぬということがですね、その医療、介護、福祉、そういうもろもろの連携を図って、その地域でその一生を終え

る方法をケアしなさいというのが、地域包括ケアシステム、こういうものを構築しなさいというのが、国の方針でありまして、そのために、島でねばるという言葉を聞いたことがありますか。

そういう事業を展開しております。そして、地域包括支援センターの江田島市ですね。介護保険の被保険者が要介護状態等となることの予防について、要支援1と2が介護保険法から外れるということについてどう思うかというような、内容じゃったですかいね。

これまで、平成12年から介護保険法が始まりました。もう10数年経ちました。

介護保険の保険料も随分上がり、施設もそれなりにいろんな場所にできております。

で、サービスの利用も非常に、どういうんですか、浸透しまして、保険料、そして費用これらが随分と膨らんできた状況があります。

なるべく支援1、2というのは、ある程度自宅で生活してくださいというのが、国の考え方だろうと思います。ですから、これについては、介護保険の中ではなく、一般の福祉施策で、展開しなさいということが、国の考え方だっただろうと思います。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） これで3回目ですが、とりあえず難しく書いとるところをね、何とかね、やってください、わかりやすく。20文字ぐらいでわかるように。そうじゃないと、はっきり言うてわからんですよ、これは。

さっきも聞いてみたんじゃないけど、わかる言う人はおらんかったけん、まあたぶんわからんんじゃないか思う。ほかの人も。あんたらもわかってない。

そして、これはまた来年に論戦しますけど、ここに、この65ページに書かれとることね、解説。

この(3)のどこなんだけど、さっきも言いましたけど、介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するために、その心身の状況やおかれている環境等に応じて、と非常にええことを書いとる。そういうふうにせないけんいうて今、あなたらせないけん。そういうふういね。

そのためにどうするかということがあるわけじゃから、その辺を十分ですね、認識してもらって、今後の課題ですけど。また、来年やります。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 関連についてですが、部長、どがいな気持ちでおるんか、要は、地域の自立性は、その自立性を高めるために、ていう通達そのものが、本来、今まで私経験してきたところで言うたら、必ず受益者負担、これを強いるために、こういう言葉を使ってくるわけ。

しかもそれが、国の基準に基づいて、この条例がつくられるということ。

そして中には、さっき片平君が言いよったように、何ページじゃったかの。

61ページのところの、「地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。」ということは、地方自治の負担になってくるわけ。

それじゃのうても、地方自治は、交付税が下がってやりにくい中で、全部引き受けたら、サービス低下を余儀なくされるようになるわけなんです。

そこらまで考えて、この条例をつくったのか。

私はそういうことが気になるから、事務局を通じて、学習会をさしてくれというして、そして両方がお互いに理解する中で、全員協議会等で説明してくれりゃすんなりいけるんじゃないか。

もう少し、こういうことにかかわるところが、今の市民の生活を脅かさないようにするためには、という勉強も我々とともにやっていただきたい思いがしております。

○議長（山根啓志君） 答弁がいますか。

島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） はい、先ほど文教厚生委員長の御指摘にありましたように、11月のちょっと日には覚えておりませんが、この関連する関係で、勉強したいから資料をくれ、というふうに、議会事務局の方から、高齢介護課の方へ連絡がありました。

で、高齢介護課については、その関連する資料を準備し、事務局の方へお渡ししております。

そのお渡しした日に、担当課では先生方が勉強会をする日程と、うちの高齢介護課が事業がダブっております、説明には、申しわけないが行かれんというふうな答えを事務局のほうへ返しております。

で、それについて、連絡が不十分だという御指摘でございますが、大変申しわけありませんでした。

今後において、まだその法律に関するその、どういうんですかね、国からの要綱であるとか、そういうものが詳しいものがほとんど下りてきていません。

例えば、このたびは介護保険法の改正が、厚生労働省で基準が示されたんで、このたび提案させてもらいましたが、今後において、先ほども申し上げましたが、19件の法律によって、一括の改正をしております。

ですから、今後においては、先ほど、医療・介護の連携を深めるということもありますから、医療法が、また、厚生労働省の方で改正されたら、また、こちらがお願いするような、条例の議決をお願いするようなことだろうと思います。

そのようなことも、今後起きてきますので、文教厚生委員会の方で、うちの方も勉強しないといけませんので、お互いにどういうんですか、スキルアップのために、勉強さしていただければと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 勉強を一緒にしたいと、私も去年、厚労省からものすごいごついものをもらったんです。

ずっと自分なりに、生まれてこの方ずっと不勉強じゃけん、その問題点を探すのに随分時間がかかって、そして、要点だけを書いたものをつくってやらしていただきたいという思いを持っとったわけじゃが、もう少し、お互いに市民を守る立場、市民のことを

考えて、日々努力をする立場の者同士が、心一つにできるような取り組みを今後していきたいんで、そこのところも考慮して、もし、私が文教変わっても、そうしたところで、申し込みがあれば、真摯に受けとめていただいて、わからんなりに、私らもわかってないわけ。

だけど、市民を守る気持ちというのは、行政職員と同じ程度、それ以上持つとるわけ。

そこらんところが、あんたは行政、あんたは議会よ、というような形をとったんじゃあ、いつまでたってもこの町は希望がなくなるだけじゃけん。

そこらのところを、よく職員間で連携していただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 議案第92号で、こちらをちょっと教えていただきたいんですけど、例えばこれ、地域包括支援センターの職員等の基準に関する項目もあります。

これからその地域包括ケアをしっかりと取り組んでいかなければいけない、来年度以降ですね。いうところもありまして、まず、こちらの今実際、地域包括支援センターの職員の方々が、この基準で満足のいくものができるかどうかということヒアリングされていっしょなのか、また、その地域包括支援センター運営協議会、こちらの方が、何らかの形でその基準についてはですね、協議していくことになると思うんですが、この条例案について、地域包括支援センター運営協議会で、何らかの協議されたのか。そこのところを教えていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 御指摘のその包括支援センターについて、ここに1号被保険者のその数の規定がございます。

そこら辺から考えますと、うちの場合、1号被保険者は、1万人を超えております。

そうなりますと、地理的な条件もありますが、2、3カ所必要なんじゃないかというふうには考えております。

しかし、他の市町では包括支援センターを民間に委託しとるということもあります。

うちの場合は、直営で行っておりまして、職員数も包括支援センターでは、3件の資格を持った専門職が必要です。

例えば、保健士であるとか、主任ケアマネージャーであるとか、そういう3職種が必置の条件があります。

今現在条件にはかなってありますが、ただ、エリア的に、そのどういうんですか、人口要件ですね、そこら辺がちょっと、フォローできてないということがございます。

協議会においても、そういうことが多々言われておりますので、もし、民間の事業所が受けてやるぞ、というような意見があれば、そちらに委託も考えております。

ただ、そういう話はですね。そういう事業者に、実際私しました。

で、しましたところ、3職種の必置である1つの保健師、私が話をしたところでは、うちの事務所には保健師がおらんのかなと。じゃけん、受けられんわ、と。あとの2職種には、職員がおるんよ、ということでした。

ま、そこら辺もありますので、民間へ委託することも非常にどういふんですか、条件的に難しいという面があります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

今、部長の話からいくと、いわゆる1号被保険者が1万人を超えるということで、今現状、江田島市直営の地域包括支援センターは、センター長1名、専門員2名、そして社会福祉士1名、嘱託職員3名ということでございますが、そのあと今のこの条例でいくと、この人員をふやしていかななくちゃいけないという認識でよろしいんですね。

いかがですか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） そのとおりでございます。

それについては、人事担当部局とも十分調整、十分というか、うちからは、当然要求はしております。

しかし、非常にどういふんですか、人員の確保が全体的に難しいということで、なかなか思うようになってない。

以上です。

○11番（胡子雅信君） 11番 胡子議員。

ですんで、再度確認まで、今のセンターの人員7名では、この条例の基準を、今現状人数で満たしていないという理解でよろしいですか。そこだけ、ごめんなさい。

これ条例作りました、と。一応、人員の基準が条例で制定されますので、今の現状の、この地域包括支援センターの職員、嘱託職員を含めた7名で、この条例に満たす人員の確保はできてるかできてないか、そこだけ教えてください。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 嘱託職員については、そういう資格、どういふんですか数字的には満たしておりますが、全体を考えたらやっぱり、非常に厳しいものがあるかと思えます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山根啓志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

始めに、議案第90号江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第90号江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第91号江田島市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第91号江田島市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第92号江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

議案第92号江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第93号

○議長(山根啓志君) 日程第13、議案第93号江田島市認定こども園条例案についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第93号江田島市認定こども園

条例案についてでございます。

認定こども園を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました、議案第93号、江田島市認定こども園条例案について、説明いたします。

74ページから78ページまでが、条例案でございます。

79ページから80ページまでが附則により改正する新旧対照表を参考資料として添付しております。

81ページに、条例案を参考資料として添付しております。

81ページの参考資料により説明いたします。

81ページをお開きください。

1に条例案の概要について説明しています。

小学校就学前の子どもに対し、保育園及び幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園を設置するために、本条例を制定するものでございます。

2に、認定こども園として設置予定の3カ所の名称と所在地を表しております。

3に条例案の第4条になりますが、主な事業、保育料の規則や要綱について、本条例案の議決をいただいた後に、所要の手続を行う予定でございます。

4は附則で、施行期日を平成27年4月1日としております。

5には、その他として、本条例の制定に伴い、一部改正が必要な江田島市保育園条例をはじめ、五つの条例を示しています。

これについては、附則により、改正することとしております。

一部改正の内容については、新旧対照表により説明します。

前に戻っていただいて、79ページをお願いします。

附則の第3条には、江田島市保育園条例の一部改正について説明しています。

第2条の小用、鹿川、大古を認定こども園とするため、削除するものでございます。続いて、第4条の見出しを含み、実施基準を「必要性の基準その他支給認定」に改めます。

第5条では、「市長の承諾」を「市長の認定を受けた後に入園を申し込み、これに対する承諾」に改めます。

以上が、保育園条例の一部改正についてでございます。

次に、附則の第4条、江田島市職員定数条例の一部改正について説明します。

第2条、職員の定数を保育園の次に、「及び認定こども園」を加えます。

次に第5条の江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、説明します。

第2条関係の別表の「保育園嘱託医」を「保育施設嘱託医」に、「保育園歯科医」を

「保育施設歯科医」にそれぞれ改めます。

第6条の江田島市児童公園施設設置及び管理条例の一部改正について説明します。

第10条第2号のエに、「保育園」の次に「、認定こども園」を加えます。

最後に、第7条の江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正について説明します。

第9条第2号中、「保育園」の次に「、認定こども園」を加えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 2点ほど。

75ページにね、第6条の2項、「認定こども園において子育て支援事業利用しようとする者は、市長に申し出なければならない。」となっておるんじゃけど、市長に申し出をして、市長がオーケー言うたら入れるん、ということがどうかと。

もう一つは、認定こども園は、小用と鹿川と大古の三つじゃない。

ほしたら、まず、今までの聞きたいんだけど、今まで現在、例えば、ここに書いとる75ページの、上から3行目の「小学校就学前3年以内の者を保育するに当たって」になっとるんですけど、いわゆる保育所でいうたら年長組の人は、市長が認めたら、保育に欠けんでも、入所さしとったいうんじゃけど、現行は。

今度、認定こども園なるわけじゃから、幼稚園と保育所が一緒になるんじゃけん、それはなくなるとして、問題は、例えば、三高とかね、切串とか遠いところに、認定保育園がないとこの子供が、今まではその近くの保育所へ特例で入れてもらいよったんじゃないかと思うんじゃけどね。そういう人は、今度は認定保育園まで行かにかいけんのかどうなんかな。今までどおり、そのの既設の保育所に行かれるんかどうかな、この二つ。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 1問目の質問ですが、認定こども園において、子育て支援事業を利用しようとするものは、市長に申し出なければならない。議員さんお見込みのとおりでございます。

で、その次の三高保育園、切串保育園においては、認定こども園が非常に遠いよとで、これまでは市長が認めれば、保育園に入れるというふうに規定がありましたが、この制度が施行されますと、お母さん、どちらかが保育できる状態であれば、認定こども園でないと入れないということになりますので、鹿川であるとか、大古であるとか、小用であるとか、そちらを利用していただくようになると思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっと聞こえなかったんじゃけど、いわゆる市長に申し出なければならないというのは、申し出れば受けてくれるん、ほいじゃあ。申し出れば。

それともう一つはね。まあ、後聞く。もう1回聞かれる。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） これにより、とにかく申し出れば受けるんじゃないかと、いうそのどういうんですか、定員がありますので、定員に余裕があれば、受けることは可能であります。ですから、既に定員であるという場合には、申しわけないんですが、お断りする場合もあると思います。ですから、そういう場合は、その例えば希望する保育園じゃない、違う保育園へお願いすることとなる場合があると思います。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 最後になるんじゃないけど、そうするとね、既設の保育所へ行かれずに、例えば三高から鹿川まで行かないけん。

これは、それぞれ母親か父親か、おじいさんかおばあさんが連れていかないけん。

これはサービスの低下じゃね。これははっきり言うて。

それともう一つ、定員がいっぱいになりましたよ、いうた場合には、認定保育園は入れなかったとしても、その地域の保育所には入れるんかね、これどうなん、はっきりと。地域のよ。さっき言うた、市長が今までは特例で認めとるように、認定保育園には行かれんけど、そこの地域の保育所が空いとったら、今、入れとるわけでしょう。

今、現在は。年長組を入れよるわけじゃけん。認定保育園、私は行きたいけん、行こう思うて鹿川までええわ行く思うたんだけど、ほいじゃが、申し込んだらいっぱいじゃったと。あんた、もうここには来れんどと。

ほいじゃけど、まあ地元の保育園とか、こっちの保育園とかあっちの保育園とか空いたところがあるけん、そこなら入れるんじゃないかとどうでしょうかというふうな優遇があるんか、優遇というか、そういうことがあるん、できるんかできんのんか。最後になるんじゃないけど。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 年中、年長においては、どこの保育園でも、受け入れが可能でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ちょっと今の、延長の質問になると思いますが、年中、年長であれば、どこの保育園でも受けれるというような部長がおっしゃられたけれども、家庭で、養育ができない場合はそういうことだろうと思うんですが、家庭で欠けた場合は、例えば、お父さん、お母さんどちらかが在宅の場合、養育が可能ですよ、家で。

ただ、保育所には、もう年長なんで入れたいという希望の場合、三高の人だったら三高は入れるんですか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 年中と年長の子供ですから、小学校に入る前の2年間については、就学前教育が必要であるという観点から、従前から就学前教育前の2年間については、保育に欠けていなくても、希望する保育園で入所を受け入れております。

ですので、今回認定こども園ができることで、保育にかけていない子供も年少さんだったら、認定こども園の3園には入れるようになるんですけれども、保育に欠けてな

い3歳の子供で、3園より遠い子供についてはですね、今までどおり、ちょっとサービスを受けるのが難しいという状況が続くということになります。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） それでは、3歳までの子はそういうことで、3歳以上の子については就学前2年間は、家庭でお母さんがおっても、私は三高なんですけど、三高保育園に入園は可能ですか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 先ほども申しましたように、江田島市には幼稚園が江田島幼稚園しかございませんでしたので、就学前、今から小学校に入るよというときには、集団教育を、集団生活に慣れる必要がございますので、そういった観点から、就学前教育が必要だよという観点から、保育に欠けていない児童であっても、その就学前の2年間については、保育サービスの充実ということもありまして、受け入れておったと認識しております。

○議長（山根啓志君） 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 3回目です。今、山本企画部長は、そのようにおっしゃられました。で、私もしくは親御さんが、センターの方から聞いておる情報はですね、そうではないんですよ、入れない。

認定こども園の方に行ってもらわないけんという、ちょっとそこのちぐはぐなところがあります。

それと、もう1点、今のその確認と、80ページの補足で管理条例等の改定がなされておりますが、その中で、依然として幼稚園という言葉が残っておるんですが、これについてはどのような判断でしょうか。

児童公園設置のところとですね、それと体育施設のところとで第9条の第2号です。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 15時54分）

（再開 15時58分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、説明員を議場に入れますので、暫時休憩いたします。

（休憩 15時58分）

（再開 15時58分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒永議員にお願いします。

再度質問をお願いします。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） これはですね、片平さんの質問の延長にもなるわけでございます。

確認の意味で、させてもらったんですが、いわゆる家庭で保育も欠けていない、いわゆる子供さん、母親がおります子供さんがおります。

それは今までだったら、いわゆる就学児前2カ年はですね。

保育に欠けておろうが欠けておるまいが、地元の保育園には、入所可能でした。

で、このたび認定保育園制度が、成立、できましてですね、それが今度は家庭で、もう保育ができるのであれば、その幾ら就学前2年間といえども、地元の保育園には、通園できない。

それは、認定こども園の方に行ってくださいという、こういう私は、それぞれセンターやら担当と話をしたときに、認識をしておりましたが、ただいま、山本企画部長の方から、いや、それは以前のとおり、就学前2年については、地元の認定保育園でない、地元の保育園に通園できますよということがございますので、その確認をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 新庄説明員。

○説明員（新庄啓子君） 今の質問なんですが、3歳、今度すいません、保護者が保育に欠けていない状況、どちらかの保護者の方がおうちにおられる、いわゆる1号認定の子供さんについては、もう認定こども園以外、行くことはできません。

ただし、新年度につきましては、経過措置を設けておりますので、今の年中・年長さんは、年長はもう卒園するんですが、今の年中さんはそのまま今の保育園へ通うことができるというふうになってます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ですから、現在、年中さんで通園をされとる方については、いわゆる経過措置で、来年度も1年間、認定保育園以外に通園できるということですね。

で、それ以外は家庭で養育できる方については、子どもは、通常の普通の保育園には行けずに、認定保育園の方へ入る場合は、申請してくださいということですね。

○議長（山根啓志君） 新庄説明員。

○説明員（新庄啓子君） はい、そういうことです。

これまでは、3歳の子供さんについては、どこの保育園にも入ることはできませんでした。

これが今度の新制度では、保育に欠けていない、どちらかの保護者の方がおられても、認定を受けて、認定こども園に入ることができます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） そうしましたら、酒永議員のちょっと引き継ぎなんですけど、私もちょっと理解できないところがありまして、要は保護者のうちの1人が家庭にいますと、ちょうど4歳、5歳ですよ、そのところであれば、要は、認定こども園でしか行けないということですよ、になりますよね。

今の話でいきますと、ということは、例えば仮に今、酒永さんが今いらっしゃる三高、あります。で、1人の親が、家庭にいます。で、4歳、5歳、5歳、6歳ですか。がいたとしても、認定こども園もやっぱり定員があるでしょうから、そこで定員もれになった場合は、家庭で保育、自分、親が保育するという認識でいいんですかね。

○議長（山根啓志君） 新庄説明員。

○説明員（新庄啓子君） はい、基本、定員は設けておりますが、その定員をオーバーしても受け入れるっていうことがあります。

特に年度の始め、4月1日につきましては、子どもの入園数に応じて、職員を配置しますので、これはクリアできると思います。

で、年度途中でどんどんふえてきた場合ですね、職員の対応が可能であれば、第1希望に入れることができます。ただし、第2希望に移ってもらうっていうことは、ありえます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） 続きなんですが、例えばお母さんが、働きよらんで家におりますよね。多分、今までだったらですよ、僕がまあちょっと前のことだったら、民生委員さんをお願いして、例えばですよ。

農業手伝いとか、なんかそういう感じを出したりとかいうのも聞いたことがあるんですけど、多分そういう感じでもされた方がいたような、ちょっとわからんのですが、そういう裏の方法といったらおかしいですけど、そんな感じになるんですかね。

○議長（山根啓志君） 新庄説明員。

○説明員（新庄啓子君） ただ農業、家の手伝いで、とにかく毎日何時間か働いていますって証明が出れば、うちの方としてはあれなんですが、基本的に、2年前でしたか、その民生委員さんの証明についてですね、民生委員さんの方から、自分たちは、この人がどこの畑で、実家の畑で働きよるっていうのは証明することができないっていう申し入れがあったんです。

それ以来は、農業をするのであれば、どれくらいの面積のものを、どういう作物をつくって、どれくらいしてるかっていう、民生委員さんの証明じゃなくて申立書っていう形にしているんですが、実態に応じたものを出していただきたいと思っています。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 80ページの補足で管理条例等の改定がなされておりますが、その中で、依然として幼稚園という言葉が残っておるんですが、これについてはどのような判断でしょうか。

児童公園設置のところとですね、それと体育施設のところとで第9条の第2号です。

説明してください。

○議長（山根啓志君） 新庄説明員。

○説明員（新庄啓子君） 80ページの上の段の分ですよ、「幼稚園」は、市外の幼稚園ていうことがあり得るので、これを置いています。

2カ所ですね、下の市内の幼稚園ていうのは、今後、民間の幼稚園が出てくる可能性があるということで、これを置いております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(山根啓志君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 16時15分)

(再開 16時15分)

#### 日程第14 議案第94号

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第94号江田島市税条例等の一部を改正する条例案についてを、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第94号江田島市税条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

市税等の督促状にかかる督促手数料及び実費の徴収を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) それでは、議案第94号について説明いたします。

内容については、83ページから87ページに改正条文、88ページから92ページに新旧対照表、93ページに参考資料として、江田島市税条例等の改正要旨を添付しております。

93ページの参考資料により説明いたします。

本案は、市税等に係る督促手数料を廃止することについて、必要な規定の整備を行うものです。

改正の対象となる条例は、(1)江田島市税条例から(14)江田島市公共下水道事

業等区域外流入分担金に関する条例までの14本でございます。

改正の内容は、市税分担金等について、督促状を発送した場合に、徴収している督促手数料及び実費を廃止するものでございます。

廃止の理由でございますが、現在、市税等の窓口納付で、督促手数料及び実費が発生する場合は、金融機関等の窓口職員が手書きで対応しておりますが、本市では、平成27年11月の業務系基幹システムのクラウド導入にあわせ、コンビニでの納付を可能とする新しいサービスを開始し、納税者の利便性向上を図ることとしております。

コンビニ収納システムの導入に当たりましては、全国の店舗での納付を可能とするため、納付書にバーコードを記載するなど、一定の統一規格に沿う必要があります。

コンビニでの通常の納付の場合、督促手数料については、納付の対象とされておりません。

また、金融機関から督促手数料廃止についての強い要望があることや、県内各市の取り扱いの状況、また、収納業務の効率化の観点から検討した結果、平成27年4月1日から市税及びその他の徴収金に係る督促手数料を廃止することとするものです。

今後におきましても、収納率の向上を図る中で、納期内納付の促進、自主財源の確保等に取り組み、住民サービスの向上につながるよう、多様な収納方法について調査検討を進めて参りたいと考えております。

以上で、議案94号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） あと、国保とかね、いうのは、入ってないんじゃないか、これは。何と何が入ってないんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 今回、14本の条例を改正することによりまして、市の納付金にかかわる督促手数料については、すべて廃止することとなります。

もちろん、国民健康保険税につきましても廃止というところでございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） これ今までは、督促手数料、滞納金、延滞金、いうんですか、ということは、もう延滞金はないということになるん。違うんですか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 督促手数料につきましては、税法の方で、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないと規定をされておりまして、それに伴う経費として、本市では、50円という督促手数料を徴収しておりました。

今回はこの督促手数料を廃止するものでございます。

延滞金につきましては、最低1,000円になりましたら、延滞金がかかってくるということで、延滞金については、引き続き納付の必要があるということでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 15 議案第 95 号

○議長（山根啓志君） 日程第 15、議案第 95 号江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 95 号江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました、議案第 95 号、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

95 ページをお開きください。

一部改正の条例案でございます。

次に、96 ページをお願いします。

新旧対照表を参考資料として、お付けしております。

これによって説明します。

第 4 条に出産育児一時金について規定しております。

出産育児一時金の総額は、42 万円に変更ありませんが、後段の 3 万円、下線部ですが、3 万円は、産科医療補償制度の掛金部分です。

この掛金が、このたび1万6,000円に減額されたことにより、その減額された額を出産育児一時金に上乘せし、総額の42万円、据え置くものでございます。

附則の第1条に、施行期日を平成27年1月1日としております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） いや、ようわからんけん聞くんじゃけどね、これ3万円を加算するんが、1万6,000円になるわけなんじゃけど、全体としては42万円ですか、変わらんのじゃけど、このただし書きに規定する出産であると認めるときいうて、このただし書きに認められる出産があるん。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） このただし書きについてはですね、出産のときに、例えば、いろんな事故が発生することがあるように、聞いております。

その発生した場合の事故に対しての、保障するための保険に対する掛金です。

ですから、その事故に対して、保障するための掛金を随分今まで積み立ててきております。

その積み立て額が相当の額になったというふうに聞いておりますので、それがその保険の掛金部分の3万円を1万6,000円に減額して、その減額分ですね、これを出産育児一時金の方へ上乘せして、総額では、42万円を保障するというところでございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ということは何もなかったら、1万6,000円は、いわゆる被保険者の方にいかんということなん、確認じゃけどね。何もなかったら、いかなのでしょ。今あなたが言う、何かあったときのためのあれじゃ言うんじゃけん。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） この3万円から1万6,000円に減額される、そのわけですが、これは保険です。ですから、保険も会社へいきますので、出産者の方にはいきません。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 16時30分）

（再開 16時32分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 今の時代、ほとんどが医療機関で出産するもので、そのただし書きに該当するものがないものと思っておりました。

ただし書きというのはですね、分娩が自宅であるとか、海外で出産したりですとか、そういう場合とか、例えば、医療機関でも保険に入っていない医療機関では、その1万6,000円を支給しないということになっております。

ですから、その保険に加入しておる医療機関であれば、保険代としてその分娩の医療に支払います。ほとんどの医療機関が補償制度へ加入しておるようです。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第96号

○議長（山根啓志君） 日程第16、議案第96号市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第96号市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

老人福祉計画の名称変更に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました、議案第96号、市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

98ページが、一部改正の条例案でございます。

次のページに、改正する条例案の新旧対照表を参考資料として添付してあります。

この参考資料により説明します。

別表に第2条関係として、保健福祉審議会、これを設置することとなっております。その目的に、現行では、老人福祉計画などを調査審議することになっておりますが、それを、高齢者福祉計画に改めるというものでございます。

老人福祉法では、市町村老人福祉計画を定めなければならないと規定されています。

しかし、近年では、老人という言葉は、高齢者という言葉に比べ、マイナスイメージがあります。表現としてふさわしくない等の見解があるため、このたび高齢者に改めさせていただくものでございます。

議決をいただいた後には、次期計画から、高齢者福祉計画として策定することとします。

なお、施行期日を公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第97号

○議長（山根啓志君） 日程第17、議案第97号江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを、議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第97号江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例案についてでございます。

広島県条例の制定に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第97号、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

101ページが条例改正の条文でございます。

次のページに改正する条例案の新旧対照表を、参考資料として添付しております。

これによって説明したいと思っております。

本条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、介護保険法に基づく、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例が広島県において制定されました。

市の条例は、県の条例の基準となった省令を援用していることから、所要の改正を行うものでございます。

102ページの新旧対照表により説明します。

現行の下線部分、これを改正案の方の下線部分に改正するものでございます。

なお、施行期日を公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山根啓志君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

会議時間は延長することにいたします。

## 日程第 18 議案第 98 号

○議長（山根啓志君） 日程第 18、議案第 98 号江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 98 号江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

児童福祉法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 議案第 98 号、江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書 104 ページをお開きください。

改正条文が 104 ページでございます。

次、105 ページに新旧対照表を、106 ページに参考資料を添付いたしております。106 ページ、参考資料をお願いいたします。

今回一部改正する条例は、江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例でございます。

1 といたしまして、条例改正の理由でございます。

平成 24 年 8 月 22 日に子ども子育て関連 3 法が公布されたことに伴い、児童福祉法の一部が改正され、対象年齢が小学 6 年生まで拡大されることから、本市においても法律に沿った対応を行い、あわせて所要の改正を行うものでございます。

2、条例改正の項目でございます。

対象児童を児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の改正に伴い、原則として 1 年生から 3 年生までの児童を、小学校に就学している児童に改めます。

職員についての規定は、先の 9 月定例会において議決いただきました、江田島市放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条に規定されたことに伴い、削除いたします。

放課後児童クラブの名称及び設置場所について、対象児童の拡大により、児童の増減に伴うクラブの分割や統合に柔軟に対応するため、教育委員会規則で規定することとしております。

3、施行期日でございます。

平成27年4月1日を予定しております。

104ページにお戻りください。

附則として、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものといたしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第99号

○議長（山根啓志君） 日程第19号、議案第99号江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例案についてを、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第99号江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

自立支援型グループホームやすらぎの廃止に伴いまして、現行条例を廃止する必要

がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を  
求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました、議案第99号、江田島市  
自立支援型グループホーム設置及び管理条例を廃止する条例案について説明いたします。

108ページをお開きください。

廃止する条例案でございますが、能美町鹿川に設置しておりました自立支援型グル  
ープホームやすらぎは、平成14年4月から運用を開始してまいりました。

これは、自立であるとか、要支援者等で自立した生活が困難な方で、市長が認めた  
方に利用していただいております。

しかし、介護保険サービスの利用が市民の皆様に浸透していったことにより、徐々  
に入所者が減少してまいりました。

今般、平成26年9月末をもって入所者がいなくなりましたので、廃止することと  
いたしました。

また、この条例の廃止に伴い、関係する規則及び訓令も廃止する予定でございます。  
附則として、施行期日を平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

よろしく願います。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） まあ、全員協でも提案されとるけん、そのときにも聞いた  
んですけど、利用者がいなくなったということなんじゃけど、おらんようにしたんじや  
ろ、あんたらが。

実際はね、入りたいいう人はおるはずなんじゃけど、あそこ、賄い婦というか、夜  
間がおらんし、夜間見る人がおらんのよね、確か。

それらもあったりして、かねがね、市は、閉鎖をしようと思っと思ったんじやないか  
思うんじやけどね、ほいで、要は、入れにやあええわけじゃけん。入りたい言うても。

そうじゃなかったん、違うんですか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 申し出があれば、入居の申し出ですね、申し出があ  
れば、規則にのっとった内容の方であれば、引き受ける方針はどういうんですか、当初  
から今日までずっと持っております。拒否したことはありません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） まあ、あの軽度の認知症の方が、多分入った、対象は

ね。

ほいで、今小規模多機能で、まああそこにできたとか、まああるんでね、そっちの方へ回したいいうんもあるかもわからんのじゃけど、ほいで今度、後この施設は、どういうふうにされるんですか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 今後においては、福祉施設、まあどのようなものを誘致するかについては、今後各方面の方と調整しながら、利用方法については、福祉施設として考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第100号

○議長（山根啓志君） 日程第20、議案第100号江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案についてを議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第100号江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

江田島市視聴覚ライブラリーの廃止に伴いまして、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 議案第100号、江田島市視聴覚ライブラリー設置及び

管理条例を廃止する条例案について御説明いたします。

議案書、110ページをお開きください。

条例本文でございます。

江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止するということでございます。これまでの経過などを少し御説明させていただきます。

視聴覚ライブラリーは、学校教育や社会教育において、16ミリ、映画フィルムなどの教材の活用と、映写機など機材の利用を図るため、それらの貸し出しをするとともに、利用について指導助言を行う施設として、昭和50年代に全国の各自治体に設置されたものです。

設置当時は、学校や公民館などで、16ミリフィルムの映写会が盛んに開催されましたが、近年、IT技術の進歩により、教育現場においてもパソコンを始め、デジタル機器が主流となり、アナログ機器の使用がほとんど見られなくなってきました。

合併前には、江田島町、能美町及び大柿町に視聴覚ライブラリーが設置されており、合併時に整理統合して、江田島公民館内に残りましたが、合併後、この10年間貸出実績もなく、当初の役割を果たしたものと判断し、視聴覚ライブラリーを廃止する条例案を提案したものでございます。

条例廃止の施行期日でございますが、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） この前も、文教で聞いたような気がするんじやけど、デジタルにして残したらどうか言うたら、ほとんどデジタルにして残っとるけん改めてせんでもええんじやないか、いうふうな話じゃったと思うんですが、そうじゃったかいね。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 今の16ミリの映像資料というのは、市販されとるようなものばかりでありまして、また、廃棄するというようなことがあったり、保管の状態を見ながら、中身は検討して、映像資料がありましたらデジタル化ということは考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかにありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） この議案書等には、今次長が説明されたことがないんで、私も、文教厚生常任委員会の資料を見て、ちょっと質問さしてもらうんですが、これは当分の間、江田島公民館の備品として保管する予定ということなんですけども、その当分の間というのが、いつまでなのかということと、あとは貸し出し、もし仮にです、

これもしかししたら、市民の皆さん全くご存じない、で、借りていないという可能性もありますよね。

逆その、どういったものがあるのかというところのリストで、もし市民の団体の方がですね、借りたいということがあれば、借りれる状況、借りれるんでしょうかね。

これもし、ライブラリー廃止した場合には。

ただ、備品として保管するだけなんで、借りれるのかどうか、そこらのところを教えてください。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 一応、備品として保管しておきますが、その目的外使用というような形で、貸し出しは行うことができると考えております。

保管期間ですが、今のところは、4月1日から施行にしておりますが、1年ないし2年ぐらいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

一応、まあ目的外使用ということで借りることはできるということですね。

そういう意味では、もう一度ですね、せっかく市の財産なんで、もし借りる人がいなければ、処分するということのようなのですけども、大体使われるのは学校とか、PTAとか、そういったところとかだとは思いますが、どういったものがあるかっていうのは、一度何か市民の皆さんにお知らせしてみるのも一つだと思うんですが、そういった予定ございますか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 議員おっしゃるとおりで、中身につきましてはリストがありますので、どういうやり方をするかっていうのから検討させていただきたいと思えますけど、周知できるようにいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 1 議案第 1 0 1 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 1、議案第 1 0 1 号字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 1 0 1 号字の区域の変更についてでございます。

土地改良法による土地改良事業の施行に伴いまして、字の区域を変更したいので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第 1 0 1 号字の区域の変更についてを説明いたします。

内容につきましては、1 1 2 ページに、字界変更調書、1 1 3 ページに位置図、1 1 4 ページから 1 1 6 ページに深江地区字界変更区域図を添付しております。

1 1 3 ページの位置図にお戻りください。

この土地改良事業は、平成 2 3 年 3 月 2 日に計画についての議会議決を得て、平成 2 3 年度から大柿町深江地区に、オリーブ農地造成事業が実施されてきました。

このたびの字の区域の変更は、土地改良法による換地処分を行うに当たり、字界を明確にする必要があるため、造成後の農地の形状に合わせて、字の区域の変更を行う必要があるもので、議会の議決を求めるものでございます。

赤色に着色してる部分が、事業実施区域でございます。

1 1 4 ページの字界変更区域図をお開きください。

赤い実線で囲まれている部分が、事業区域となります。

そのうち、赤色や緑に着色している部分が、今回の字界の変更を必要とする部分でございます。

右下の表にあらわしていますように、赤色の部分は、現在、深江字東川を字釣附に。逆に緑色の部分は、現在の字釣附を字東川に変更しようとするものでございます。

1 1 5 ページと 1 1 6 ページ、これは少し拡大した図面を添付しております。

1 1 2 ページにお戻りください。

字界の変更調書でございます。

この変更に係る部分の地番、並びに水路等の表を一覧として掲載しております。

以上で、議案第 1 0 1 号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、直ちに採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
この際、暫時休憩いたします。  
17時10分まで休憩いたします。

(休憩 17時01分)

(再開 17時10分)

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第22 議案第102号

○議長(山根啓志君) 日程第22、議案第102号平成26年度江田島市一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第102号平成26年度江田島市一般会計補正予算(第4号)でございます。

平成26年度江田島市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,361万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,325万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

債務負担行為の補正

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第102号、一般会計補正予算（第4号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の24、25ページをお願いいたします。

最初に歳入から説明させていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、保険基盤安定負担金の交付見込みによる増額補正を行っております。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で、セーフティネット支援対策事業等事業費補助金の県補助金への組み替え補正を、児童福祉費補助金で、保育緊急確保事業費補助金の県補助金からの組み替え補正を、また、児童手当の支給対象者増に伴う、児童手当交付金の増額補正を行っております。

2目衛生費国庫補助金は、保育緊急確保事業費補助金の県補助金からの組み替え補正です。

3目土木費国庫補助金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付見込みに伴う増額補正です。

なお道路橋りょう費と河川費で、事業の実績見込みにより、財源調整を行っております。

6目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示等に伴う増額補正です。

3項委託金、2目民生費委託金は、年金生活者支援給付金支給に伴う本市電算システム改修に対する、事務取扱交付金の増額補正です。

26、27ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、保険基盤安定負担金の交付見込みによる増額補正、及び、児童手当の支給対象者増に伴う、児童手当負担金の増額補正です。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金で、緊急雇用対策基金補助金の国庫補助金からの組み替え補正を、児童福祉費補助金で、補助金の組み替え増額補正を行っております。

3目衛生費県補助金は、補助金の組み替え減額補正でございます。

7目土木費県補助金は、急傾斜地崩壊対策事業費の増額補正に伴う、急傾斜地崩壊対策事業費補助金の増額補正です。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正です。

28、29ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項受託事業収入、3目土木費受託事業収入は、防潮扉管理に係る、

海岸保全施設管理事業受託収入の増額補正です。

6項4目雑入は、社会保険料個人徴収金及びそのその他雑入の増額補正です。

5目過年度収入は、平成25年度福祉医療費公費負担事業費補助金の額の確定に伴う増額補正です。

21款、1項市債、1目総務債は、新本庁舎大規模改修工事設計業務委託に係る、合併特例債（庁舎整備事業）の増額補正です。

4目土木債は、河川債で、急傾斜地崩壊対策事業費の増額補正に伴う、合併特例債（急傾斜地崩壊対策事業）の増額補正を、都市計画債で、下水道事業の減額補正に伴う、過疎対策事業債の減額補正を行っております。

7目民生債は、深江老人集会所増改築工事に伴う、合併特例債の増額補正です。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

今回の歳出補正予算の主な内容は、新本庁舎大規模改修工事設計業務委託、深江老人集会所増改築事業、道路橋りょう費、港湾費など、普通建設事業費の補正、他会計繰出金の補正、その他修繕料等の補正を行っております。

また、人件費につきましては、先ほど、可決いただきました人事院勧告の実施に伴い、給料、職員手当等の補正を、各款・項・目において計上いたしております。

その内訳及び合計につきましては、給与費明細書の方にお示ししております。

それでは、人件費関係を除く主な補正について、説明いたします。

30、31ページの1番下の段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費は、新本庁舎大規模改修工事設計業務委託料の増額補正です。

なお、当該業務委託は、平成27年度にまたがるため、債務負担行為を設定いたしております。

32、33ページをお願いいたします。

8目情報政策費は、年金生活支給給付金対応業務委託料の3款民生費、1目社会福祉への組み替え補正を、また、社会保障・税番号制度に係る、中間サーバー整備負担金の増額補正を行っております。

9目交流促進費は、補助金申請件数の増に伴う、定住促進事業補助金の増額補正です。

13目安全対策費は、地域の元気臨時交付金を、地域振興基金に積み立て、充当しておりますが、充当事業の実績見込みに伴いまして、繰入金を増額することにより、財源更正を行っております。

14目支所費は、沖美支所給水管布設替工事費の増額補正です。

15目集会所施設費は、山田コミュニティホーム進入路改修工事費の増額補正です。

一つ飛んで36、37ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金で、特別会計の補正に伴う、繰出金の増額補正を、臨時福祉給付金給付事業費で、職員時間外手当等の増額補正を行っております。

3目老人福祉費は、老人集会所等管理運営事業費で、深江老人集会所増改築に工事

にかかる監理委託料の増額補正を、また、当該工事が平成27年度にまたがることに伴い、継続費を設定したことから、平成26年度分の工事費の減額補正を行っております。続いて38、39ページをお願いいたします。

介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金では、特別会計の補正に伴う、繰出金の増額補正を行っております。

7目国民年金費は、年金生活支援給付費の支給に関する法律の施行に伴いまして、本市基幹系システムの改修委託料で、2款総務費、1項総務管理費から、組み替え補正を行っております。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、給付見込みに伴う、児童手当の増額補正です。

3目保育園費は、修繕料の増額補正を行っております。

40、41ページをお願いいたします。

4目児童福祉施設費は、国・県支出金の補正に伴う、財源更正でございます。

42、43ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費は、国・県支出金の補正に伴う財源更正です。

2項清掃費、2目塵芥処理費は、地域の元気臨時交付金を地域振興基金に積み立て、充当しておりますが、充当事業の実績見込みに伴いまして、繰入金を増額することにより、財源更正を行っております。

44、45ページをお願いいたします。

3目前処理センター管理費は、清掃業務委託料の増額補正です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、有害鳥獣の捕獲数増に伴う、有害鳥獣捕獲報償金の増額補正です。

4目農村整備費は、法定外公共物改修工事費補助金の増額補正です。

46、47ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費は、水産業施設修繕補助金などの増額補正です。

3目漁港費は、漁港の光熱水費及び修繕料の増額補正を行っております。

48、49ページをお願いいたします。

7款、1項商工費、3目観光費は、観光施設の光熱水費の増額補正です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、地域開発事業特別会計の補正に伴う、繰出金の増額補正を行っております。

50、51ページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、県道維持管理事業費で、県道維持修繕（路面環境保全）業務委託料の増額を、道路維持管理事業費で、江田島地区の市道拡幅工事に伴う土地購入費の増額補正を行っております。

2目道路新設改良費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費で、市道改良工事の増額補正を、道路改良事業費で、橋りょう等の点検方法の見直しに伴う、設計業務委託料の増額及び工事費の減額補正を行っております。

3項河川費、1目河川維持改良費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費で、入札執行残の減額補正を行っております。

2目砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業費で、急傾斜地1カ所の工事費の増額補正を行っております。

4項港湾費、1目港湾管理費は、水門・陸こう等開閉業務委託料及び鹿田港浮函補修工事費の増額補正です。

54、55ページをお願いいたします。

9款、1項消防費、1目常備消防費は、庁用車の修繕料です。

2目非常備消防費は、地域の元氣臨時交付金を地域振興基金に積み立て、充当しておりますが、充当事業の実績見込みに伴い、繰入金を増額することにより、財源更正を行っております。

56、57ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費、3目公民館費は、先ほど申し上げましたような地域元氣臨時交付金の充当事業の実績見込みに伴いまして、繰入金を減額することにより、財源更正を行っております。

58、59ページをお願いします。

13款諸支出金、2項一目公営企業費は、下水道事業会計繰出金で、下水道事業会計の補正に伴う、繰出金の減額補正を、交通船事業会計繰出金で、ドリームのうみ備船終了に伴う、繰出金の減額補正を行っております。

なお、60、61ページに給与費明細書、62、63ページに継続費の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書、64、65ページに債務負担行為の支出予定額等調書、66ページに地方債の見込みに関する調書をお示しいたしております。

予算書の5ページにお戻りください。

第2表 継続費、老人集会所等管理運営事業費（深江老人集会所増改築事業）の予算の総額、各年度の年割額をお示しいたしております。

6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。

追加といたしまして、新本庁舎大規模改修工事設計業務委託外15件をお願いしております。

いずれも、今年度中に契約手続を要するものでございます。

7ページをお願いします。

第4表 地方債補正。

追加といたしまして、一般単独事業債（合併特例事業）の、庁舎整備事業、集会施設整備事業の2件をお願いいたしております。

8ページをお願いいたします。

変更といたしまして、一般単独事業債（合併特例事業）の急傾斜地崩壊対策事業と、過疎対策事業債の下水道整備事業の2件をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,361万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ146億7,325万6,000円とする、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 5ページの第2表継続費及び37ページの老人集会所等管理運営事業、工事請負費、1,184万8,000円の減額、これは、深江老人集会所の増改築工事と察するんですが、私、建設することには異論はないんですが、これまでの予算計上の経過がどうも不審な点がございますので、確認の意味で、お聞かせしてほしいんですが、この工事は、当初予算で1,240万円計上しております。

9月補正で、2,062万8,000円を追加して、合計3,304万8,000円。

その9月補正の説明には、増改築、あるいはトイレ等のバリアフリー、改修工事に要する費用で、10月から着手するというところでございましたが、さらに今回の補正で、26年と27年の継続事業とし、合計5,450万円となっております。

今回の補正で、2,150万円、ふえた、ということなんですが、この2回の補正しこれちょっと、私も行政において、こんな経験もないんじやが、どうじゃったんか、この原因とこの経過をもう少し詳しく、説明をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） まず今回、9月補正に続いて2回目の補正となりますことは、率直に事務のそごがあったことを深くおわびするものでございます。

この予算書では、経緯などがわかりにくいかとございますので、少し長く説明がなりますが、御容赦いただきたいと思っております。

まず、今回計上させていただいております深江老人集会所の増改築工事に関しましては、先ほど山本秀男議員がおっしゃっていただいたように、当初予算で、まず計上させていただいております。

そのときは、まちづくり協議会の事務所部分の増築、それと、トイレなどの簡易な改修工事を予定しておったものでございます。

で、この工事を施行するに当たり、8月に実施設計を起こしました。

実施設計の折に調査をした結果、深江老人集会所の内部にコンクリートブロックで壁をつくっておると、コンクリートブロックを使って、壁で仕切り壁をつくっておることが実施設計の段階で判明いたしまして、これは、現在の建築基準法では不適正であることから、このコンクリートブロックを撤去して、新たに仕切り壁を再構築する必要が生じたものでございます。

また、この間地元協議を行う中で、仕切り壁を撤去して、また新たに部屋を再構築するのであれば、その機会にトイレをぜひバリアフリーにしてほしいという御要望をいただきましたので、ブロック壁の撤去と新たな仕切り壁を構築することと、トイレをバリアフリー化することとしまして、9月に補正をお願いしたところでございます。

この9月補正を行った段階では、まだ年度内に増改築工事を完了したいと、深江地区の皆さんにできるだけ早く集会所を渡したいという思いがございましたので、ここが一つ拙速であった点ではあるんですけれども、まだ実施設計の進捗率が浅い段階で、補

正予算の計上をしてしまいました。

で、このときに、進捗率が浅かったものでございますから、過去の同種の工事实績を参考にしながら、概算工事費を積算して、9月では、追加予算を計上させていただきました。

しかしながら、実施設計の完了をもって、再度工事にかかる前に、予算を積み上げたところ、算出された額を積算根拠としたところに見込み誤りがあり、工事予算額にそごが生じ、今回、2回目の補正予算をお願いすることとなりました。

当初予算、また、9月補正の段階では、10月から3月までの工期を持って、何とか、今年度中の実施を目指しておりましたので、9月補正の段階では、継続費は、計上しておりませんでした。今回12月議会において、補正予算を可決していただきましたら、入札を行った場合であっても、改修工事を、今年度中で完成することができませんので、新たに、来年の7月までを工期としたスケジュールをつくり、2カ年にわたる予算配分となるために、継続費の設定をお願いするものでございます。

このたびの増改築工事では、事務手続上のそごで、まことに御心配、御迷惑をおかけしますが、地元の皆さんに少しでも、御迷惑かけない形で工事を完了したいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきますようお願いするものでございます。

今回、このような事態を招きました根本的な原因は、1年間で実施設計から施工までを行おうとした厳しい工程であり、初年度に設計を、次年度に施工を行う工程であれば、このような事態は防げたと考えます。

私のスケジュール管理の見込みの甘さから、この施設再編の取り組みに、当初から理解と御協力をいただきました、深江地区の皆さんに多大な御迷惑をおかけすることになったことを合わせておわびするものでございます

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 部長、丁寧な説明で、あれですが、地元の方には説明はされておるといことで、理解してよろしいですね。

それでね、1年間で設計、施工は難しいと。たかがこの1,200万で当初は、設計委託は287万よ。逆算していったら、4月、5月に発注すりゃ、設計は2カ月か3カ月ありゃ済むんですよ。まず設計の取りかかりがまずいんじゃ、遅いんですよ。

その設計内容をチェックする機能が果たしてないんですよ。そこらは、わかってもろうておりますか。横の連携をとって、それは、事務屋で中を見るのではなしに、土木やらその沼田さんらもおりますが、ここらと相談すりゃ、こういうことは生じなかったんですよ。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 今回の案件につきましては、横の連携が全くなかったということではなくて、老人集会所は、高齢介護課が所管しております。

公共施設の再編整備は、政策推進課の方が所管しております。

設計施工に当たりましては、この事務は、内部では都市整備課に、この管理をお願いすることにしておりますので、政策推進課だけで設計図を見て、予算を積算してということではなくて、ここの部分については、当然、従来どおりですね、土木建築部の御

協力、御指導も仰ぎながら、事務を行わせていただいたところですが、先ほど申しましたように、今、山本議員、指摘していただいたように入札が6月が遅過ぎると、これは、御指摘のとおりだと思います。

半年で設計、半年で施工、ここで、何とか納めようとしたために、9月補正の予算計上する段階では、設計、実施設計の進捗率が浅いにもかかわらず、予算計上してしまったということが、まず一つの大きな原因であったというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） しつこいようなんですが、設計をはよ出せば、済むことであるんで、6月ぐらいからやられたんでしょ。工事をね、逆算して行って、4月入ったらすぐ入札でもして、取りかかるぐらいならにやいかんのですよ。

それと1番腹立たしいのはね、9月の議会で、2,062万8,000円追加しておるんですよ。

それがなかつ、2,100万ふえるというのが、これがどこがふえたんか、これを最後にお願ひしたいと。

それとですね、この案件について、不審な点が多いので、図面を後ほどでもいいですから、見していただけないでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） はい、お腹立ちはおもつともだと思います。

金額について、説明をさせていただきます。

9月の補正の段階から、今回12月の補正に計上させていただいたもので、ふえておる部分ですが、先ほども申しましたように、実施設計の進捗が浅い段階で、概算の見積もりで計上してしまったために、見込み誤りが多数ございました。

この見込み不足分が940万円、見積単価の誤り部分が430万円、それと追加工事費部分が、これは実施設計がすべて完了した後に、追加工事が発覚したものでございますが、分電盤の取りかえや、外部の排水移設が必要になったことと、旧深江村役場の標柱が、敷地内にございますので、外部配水移設に伴って、それが工事の妨げになるということで、その標柱を移設すると、これが630万円で、約2,000万円の追加を今回お願いすることとなっております。

図面については、後ほどまた、箱物の工事をするとき、全員協などで説明させていただくように、平面図、立面図を御用意させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） これは、庁舎の位置でやるときにも見たんですが、私はあの、内部の機構が欠陥じゃないんかのう思うんですよ。

計画から実施までね、一環してやるような課をつくらんにゃ、わしは無理じゃろう思うんですよ。次に、今度は庁舎も出てきます。支所も出てきます。さらには、他の宮ノ原の集会所なんかも出てきます。

ここらを最後、市長、副市長、どういふように考えかお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今回の件につきまして、本当に御迷惑をかけております。

予想を上回るですね、増額の補正ということで、補正にさらに補正ということは、これまでの私も長い副市長生活の中で、ほとんどなかったような気がいたします。

それだけ、ずさんなというか、取り組みであったと言われれば、それなりの原因はあるんですが、その原因のところ、やはり、十分な連携がとれてないと、いう御指摘でございます。今後ですね。いろんな、公共施設の再編というものがですね、モデル事業もありますし、それから庁舎移転という大きなハードルも越えなくてはならないと。そうすると、やはり政策推進課だけでなしにですね、関係の事業課も含めて、一つのプロジェクトいうんですか、何か、このどういうんか、体制固めをして取り組まないとですね、それぞれが連携すると言いながらも、具体的にですね、そこにそごが生じて、今回のようなですね、問題点が生じた、というふうに思っておりますので、市長と相談しましてですね、1番、万全の体制はどうなんかと、今後こういったものは、どんどん進めていくことになりますので、そうとう腹にですね、どういうんですか、力を入れてですね、これはちょっと考えてみないとですね、いけない問題では、ないんかというふうに、大きな反省をしております。

したがってですね、何か、庁内で、そういったプロジェクトか何か組んでですね、取り組める方法はないかというふうに考えておりますので、今回の場合はですね、どうか集会所のですね、新しい集会所で待っておられますし、一つ前に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 中身のね、詳しいことは私もようわからんのんじゃけどね。

5,400万をかけてね、古いの壊したり、リフォームしたりするんよりは、初めから考えてみりゃあね、新しいの建てたらどのぐらいでできたんですか。

そういう意味でも、それも全部、初期の段階では、これをリフォームして、増改築したらなんぼ、新しいの建ったらなんぼ、いうのは計算したと思うんですよ、必ず。

それはどうなんです。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 今回の公共施設の再編整備に当たっては、三つある集会所の機能を一つにまとめていくということで、これは津久茂でも同じなんですけれども、集会機能をよりよいものにしていくということで、まちづくり協議会の事務所を今ある深江老人集会所に増築しましょう、ということが話のスタートであります。

で、そのときに、トイレについては、より高齢になった方々がお使いになるので、男女別々のトイレにしたり、バリアフリーにしたり、という必要最低限のものをやらせていただくということで、70平米の事務所部分の増築と、あと、今まである既存の老人集会所の中のトイレを改修させていただくということでスタートしましたので、1,200万円という予算を当初計上させていただいておりました。

それで、今度は工事に当たる前に実施設計を行ったんですけれども、そのときに、先ほど来から申しておりますように、コンクリートブロックによって仕切り壁が内部に

あるので、これは、現在の建築基準法に合わないから、これは撤去しなければならない、と。

で、撤去するんであれば、間仕切りの変更が可能になりますので、よりトイレをバリアフリーに近いものにしていきたいということで、追加の工事で、9月に補正をお願いしました。

ですので、最初から新築ありきで物事を進めるのではなくて、必要最小限のものをやらせてもらおうということで、プロジェクトとしてはスタートしたんですけれども、その事務の変遷を経る中で、思いがけず、工事費が増大してしまったということになったので、結果的には、はなから新築する方がよかったのではないかと、今の段階になってみれば、私たちも反省しなければいけないんですけれども、当初から新築ありきで物事を考えておりませんでしたので、今回、このような事態になったので、今回の教訓を糧として、これから以後、公共施設の再編整備で集会施設を集約させていただく場合には、改修には、思いのほか予算がかかるということが勉強させていただきましたので、さまざまなケースを想定しながら、実施設計に当たっていききたいというふうに考えております。

誠に申しわけないことではあるんですけれども、ぜひ、今回のことを糧にして、以後の取り組みに、実施設計の段階から生かさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 教訓をね、引き出すということはね、非常にえろうなるんじゃないけん、ええことなんじゃけん、ほいでね、やっぱりこれから、それぞれ山本議員も言ったように、いろんな改修とか改築とか、ほいで旧庁舎のリフォーム方とかいろいろあるんじゃないですか。

そんなこともね、十分やっぱり、中で検討して、ほいで高い金がかかることだからね、十分やっぱり考えてやってもらいたい。

この教訓を、教訓とする言うんじゃないけん、もう二度と失敗はないと思いますけども、よろしく。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 補足を説明をさせていただきますけども、先ほど申し上げましたようにですね。各セクションでですね、それぞれ取り組んでる。

特に政策推進課が、この市民とのコンセンサスを得る取り組みは、大事だと思うんですね。そこをやらなければならない。

しかし、それで市民の要望を受けたときに、どれぐらいの金目になるかんいうことは、全くわからないわけですね。

そういったところにやはり、建築は建築の技師がおって、これよりもこっちの方がいいとか、いやこれをやるんだったら、こっちの方がいいという、案があるわけですね。

そういったものは、やはり含めていかないと、ただ単に市民のコンセンサスを得るためにですね、こうしたいがこうした方がいい、ずるずるずるずるなってくるんですね、だんだん膨らんでくる、こうするんならこうした方がええじゃないか、と。

しかし、その中に建築技師の専門的な分野の市職員がおれば、これよりもこうした方がいいとか、いろんな協議の中でさらにいい案が煮詰まってですね、財政的にも負担がかからない方法も見つかるんじゃないか、と。

そういったことから、今後進めていくときには、そういったいわゆる専門的な技師も含めてですね、総合的に検討して、最終的に、一定の結果を得る。

それまではですね、十分予算あるように、初めからすぐに井で組まないということの教訓が、今回だろうと思いますので、先ほども山本秀男議員が言われたようにですね、部内の市の職員の中でですね、具体的なそういったプロジェクトを組んだ取り組みが、必要なのではないかと、これが大きな教訓であろうと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 25ページで、国庫支出金の歳入の総務部長の説明の中で、保育緊急確保事業費補助金434万8,000円、それと衛生費国庫補助金の関係で、保育緊急確保事業費補助金20万8,000円で、これを県からの組み替えで、こうなったんだという説明がありました。

で、県支出金のところに行ったときにですね、やはり同額の金額が上がっておって、同様の説明がなされたと思うんですが、これは、ダブル計上ということはないでしょうか。確認です。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） これは、ダブル計上ではございません。

セーフティーネット支援対策事業費補助金、これが、国の方から、組み替えるようにと、指示がありましたので、国費と県費とそれぞれ、組み替えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 3 議案第 1 0 3 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 3、議案第 1 0 3 号平成 2 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 1 0 3 号平成 2 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 2 6 年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5, 4 3 0 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 9, 6 6 3 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第 1 0 3 号、平成 2 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明します。

このたびの補正予算の主なものは、先ほどの議決いただきました職員の給与改定に伴う人件費の増額と療養給付費等の減額、支払基金からの交付決定による調整、国保基盤安定負担金、財政安定化支援事業費確定に伴う一般会計からの繰入金増額、療養給付費確定に伴う返還金が生じたため、補正をお願いするものでございます。

また、平成 2 5 年度決算の承認をいただきましたので、繰越金の増額補正をあわせてお願いいたします。

主なものについて、事項別明細書により説明いたします。

初めに歳入ですが、7 0 ページから 7 1 ページをお開きください。

第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費等負担金、第 1 節現年度介護納付金分、1 3 6 万 9, 0 0 0 円の減額補正と、後期高齢者支援金分 2 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。

次に、1 番下の第 9 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金、第 1 節保険基盤安定繰入金は、2, 5 6 9 万 3, 0 0 0 円の増額と、続いて、7 2、7 3 ページをお願いします。

一般会計繰入金の第 2 節職員給与費等繰入金が 3 6 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

第 4 節財政安定化支援事業繰入金、1, 5 1 6 万 8, 0 0 0 円の増額をお願いする

ものでございます。

第10款繰越金、第1項繰越金、第2目その他繰越金、第1節その他繰越金は、前年度繰越金2億1,619万8,000円の増額でございます。

第11款諸収入、第3項雑入、第8目雑入、第2節雑入、これは、国保連からの昨年度事業に係る剰余金の返還金がありましたので、171万6,000円の増額をお願いします。

続いて、歳出について説明します。

74、75ページをお願いします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、職員給与費として、給料、職員手当、共済費、合計で36万5,000円の増額をお願いします。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費の4,086万1,000円の財源変更は、保険基盤安定繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金を増額補正したため、一般財源から繰入金に財源変更するものでございます。

第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等の第1目後期高齢者支援金、第19節負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金は、691万6,000円の減額といたしております。

続いて、76、77ページをお願いします。

第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金補助及び交付金は、介護給付費・地域支援事業支援納付金を427万9,000円の減額といたしております。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第22節償還金利子及び割引料は、療養給付費の確定や高齢者医療制度円滑運営事業補助金などの確定に伴う返還金を5,326万5,000円の増額としております。

第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費、これは今後、医療費の増加に備えて、予備費に2億1,166万7,000円の増額をお願いするものでございます。

78、79ページに、職員の給与費明細をお付けしております。

以上、歳入歳出それぞれ2億5,430万2,000円を追加し、総額を42億9,663万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 1点だけ。72ページ、第10款繰越金。

25年度の繰越金で2億1,600万になっとるね、これが来年度の、いくんじゃね。来年度、27年度に。それと、もう一つ、ついでに。76ページに、今予備費で2億1,100万。

今後の医療費の伸びで使うんじゃけど、これは、また、2億円で足るか、2億円で

余るか、どうなるかわからんのじゃけど、余ったらやっぱり来年度へ持っていくんか、その1点を。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） まず、最初の72ページ、前年度繰越金に2億1,619万8,000円、これはまあ、このたび補正さしてもらうわけですが、これは25年度の剰余金で、先般議決いただきましたので、繰越金として、歳入します。

で、この歳入をそれぞれ、一般財源として、ほかの費目にも使うわけですが、最終的に、予備費に2億2,166万7,000円を計上させていただくと。

で、27年度に繰り越すというのは、また今年度の26年度の決算が、会計を閉鎖した後、決算を承認していただきまして、剰余金を27年度へ積み立てるということです。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24 議案第104号

○議長（山根啓志君） 日程第24、議案第104号平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第104号平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,813万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第104号の平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

このたびの補正予算の主なものは、職員の給与改定に伴う人件費の増額と、介護給付費準備基金への積立金の増額、国庫支出金の確定に伴う返還金が生じたため、増額の補正をお願いするものでございます。

初めに歳入ですが、主なものを事項別明細により説明いたします。

84、85ページをお願いします。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、第2節過年度分、805万8,000円の増額をお願いするものでございます。

これは、平成25年度介護給付費が確定したことによる過年度分の増額でございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金、第1節職員給与費繰入金、83万円の増額でございます。

次のページをお願いします。

続いて、第3項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金、第1節介護給付費準備基金繰入金、596万1,000円の増額でございます。

これは、平成25年度介護給付費確定に伴い、財政調整交付金の返還金が生じたため、増額をお願いするものでございます。

次に、歳出について説明します。

88、89ページをお願いします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、これは職員の給与改定に伴う給料、職員手当等、共済費を合計で83万円の増額とするものでございます。

そして中ほどの第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、第25節積立金は、支払基金追加交付金がありましたので、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

805万8,000円の増額をお願いするものでございます。

第5款地域支援事業費、第1項地域支援事業管理費、第1目一般管理費、90ページ、91ページをお願いします。

職員の給与改定に伴う給料、職員手当、共済費の合計で25万3,000円増額するものでございます。

続いて、第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第23節償還金利子及び割引料は、平成25年度介護給付費確定に伴う財政調整交付金の返還金を596万1,000円の増額補正をお願いするものです。

最後に、92、93ページをお開きください。

職員の給与明細書を付けております。

以上、歳入歳出それぞれ1,543万円を追加し、総額を34億9,813万2,000円とするものでございます。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第25 議案第105号

○議長（山根啓志君） 日程第25、議案第105号平成26年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第105号平成26年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成26年度江田島市の地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,860万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、議案第105号、江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

最初に、歳出について説明をさせていただきますので、事項別明細書の100、101ページをお開きください。

1款1項1目地域開発事業費工事請負費を2,360万円増額するものでございます。

内容は、小用港ウシシ地区において、昨年度から公有水面埋立工事を実施しておりますが、その埋め立てに用いる土は、他の公共工事から流用する計画となっております。

昨年度、沖美町畑漁港の小田港のしゅんせつ工事を実施いたしました。その際に発生したしゅんせつ土を港内の野積場に仮置きをしておりました。

その土を小用港の埋立工事に利用するため、小用港までの運搬に要する費用260万円を計上したものです。

また、現在実施中の公有水面埋立工事に伴いまして、既存の防波堤の補強工事が必要となりました。

補強工事は、27年度に実施をいたしますが、それに先立ち、防波堤周辺に係留して工事に支障となる浮き栈橋を移設させる必要がございます。

既存防波堤には、市が所有している浮き栈橋が1基係留してございますが、これを先行して移設をする必要がありまして、その費用2,100万円を計上したものです。合わせて2,360万円となります。

次に歳出でございます。

1ページ戻っていただきまして、事項別明細書の98、99ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金を2,360万円増額するものでございます。

先ほど申し上げました歳出の増額に伴いまして、一般会計からの繰入金を同額増額いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 今、土を運びよる言うたよね、ダンプ、船、車、何ですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） ダンプで運びます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第26 議案第106号

○議長(山根啓志君) 日程第26、議案第106号平成26年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)を、議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第106号平成26年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) 議案第106号、平成26年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動、給与改定に伴う補正、会計制度変更に伴う給与費明細書の表記の訂正及び債務負担行為の計上に係る補正を行うものです。

水道事業会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条 平成26年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款水道事業費用の第1項営業費用を、692万5,000円の減額補正を行いまして、第1款水道事業費用の合計額を8億680万2,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を21万2,000円の増額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を2億7,152万7,000円とするものです。

これに伴い第3条本文にあるように、「予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億7,145万4,000円」を「1億7,166万6,000円」に増額し、「当年度分損益勘定留保資金1億49万6,000円」を、「1億70万8,000円」に補正します。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を1億3,444万1千円に改めるものです。これについては5ページ、給与費明細書の上段、総括表をご覧ください。

当初予算書において、給与費明細書中の手当等、法定福利費の欄に、賞与引当金繰入額は、含まれておりませんでした。

このたびの会計制度の変更に伴い、給与費明細書の手当等、法定福利費の欄に賞与引当金繰入額を含めて記載するよう指導がありましたので、今回記載いたしました。

1ページに戻っていただきまして、第5条 予算第7号の次に1条を追加し、第8条として、債務負担行為の事項を下の表のとおりと定めます。

これは、本市が管理する各浄水場等において、水質分析の業務を年間を通して委託契約するため、年度末に翌年度の契約を締結しております。

キャッシュフロー計算書は4ページに、債務負担行為に関する調書は7ページに、費目別内訳は、8ページ、9ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第27 議案第107号

○議長（山根啓志君） 日程第27、議案第107号平成26年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）を、議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第107号平成26年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第107号、平成26年度江田島市下水道事業会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動、給与改定に伴う補正、会計制度変更に伴う給与費明細書の表記の訂正と、国からの交付金が、要望した当初予算額より減額して交付されたことによる、諸費用の減額と債務負担行為の計上に係る補正を行うものです。

下水道事業会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条 平成26年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について。

第1款下水道事業収益の第1項営業費用を4,000円の減額補正。

第2項営業外収益を152万1,000円の減額補正を行いまして、第1款下水道事業収益の補正後合計額を12億4,088万2,000円とするものです。

次に、支出について。

第1款下水道事業費用の第1項営業費用を102万9,000円の減額補正。

第3項特別損失を49万3,000円の減額補正を行いまして、第1款下水道事業費用の補正後合計額は12億4,146万9,000円とするものです。

補正の内容についてですが、3ページの実施計画をご覧ください。

収益的収入及び支出の表の下段の支出の表についてでございます。

下水道事業費用の第1項営業費用と第3項特別損失あわせて、152万2,000円の減額補正としております。

1ページに戻っていただきまして、第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第1款資本的収入の第1項企業債を620万円の減額。

第2項出資金を2,591万4,000円の減額。

第3項国庫補助金を1,617万円の減額。

第4項負担金を2,475万円の減額補正を行い、第1款資本的収入の補正後合計額を3億6,713万8,000円とするものです。

支出について、第1款資本的支出の第1項、建設改良費を6,629万7,000円の減額補正を行い、第1款資本的支出合計額を7億1,973万1,000円とするものです。

これは最初に御説明したように、国からの交付金が要望した当初予算額より、減額して交付されたことによる、諸費用と人事異動による減額をするものです。

これに伴い、第3条本文にあるように、「予算第4条本括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,585万6,000円」を「3億5,259万3,000円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231万5,

000円」を「228万9,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金6,977万9,000円」を「8,543万3,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億7,376万2,000円」を「2億6,487万1,000円」に補正します。

続いて、第4条 予算第5条に定められた企業債の限度額を、第3条に示すとおり620万円の減額補正を行いまして、8,510万円に改めます。

2ページをお開きください。

第5条 予算第7条に定めた職員給与費を802万9,000円の増額補正を行いまして、9,633万7,000円に改めます。

これについては、5ページの給与費明細書の上段、総括表をご覧ください。

これは先ほど、水道のときに申し上げたとおり、賞与引当金繰入額をこの表に含めたものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第6条 予算第8条に定めた一般会計補助金を152万1,000円の減額補正を行いまして、1億3,328万5,000円に改めます。

第7条 予算第8条の次に第1条を追加し、第9条として、債務負担行為の事項を下の表のとおりと定めます。

これは、本市が管理する各浄化センターにおいて、維持管理、汚泥運搬、汚泥処理の業務を年間を通して委託契約するため、年度末に翌年度の契約を締結しております。

キャッシュフロー計算書は5ページに、債務負担行為に関する調書は、8ページから11ページに、費目別内訳は、12ページ、13ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 1点ほどお尋ねしますけどね、一般会計から5,218万9,000円ほど減額補正が出るとるよね。

それはこの1ページのどこの部分に当たるわけ。

一般会計からあんたんとこへ繰り出ししとるんが、減額補正で繰り出しされとるんじゃけど、一般会計で言ったら59ページにね、下水道事業会計繰出金、5,218万9,000円とあるんですね。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 資本的収入及び支出の部の収入のとこの資本的収入の中の、2の出資金一般会計出資金と4の負担金、一般会計負担金、の2点になっております。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） それと収益的収入の営業外収益の152万1,000円で足して合わないですか。はい、その三つで。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 28 議案第 108 号

○議長（山根啓志君） 日程第 28、議案第 108 号平成 26 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）を、議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 108 号平成 26 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 議案第 180 号、平成 26 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

このたびの補正は、職員の人事異動、給与改定に伴う補正と会計制度変更に伴う給与費明細書の表記の訂正を行うものです。

交通船事業会計補正予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条 平成 26 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 26 年度江田島市交通船事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 1 款汽船事業費用の第 1 項営業費用を 1 9 0 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款汽船事業費用の合計額を 5 億 4, 7 8 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。

補正の内容については、3 ページの実施計画をご覧ください。

上段の収益的収入及び支出の部の支出についてでございます。

汽船事業費用の1項営業費用として190万7,000円の増額としております。

1ページに戻っていただきまして、第3条 予算第4条に定めた収入の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的収入の第1項他会計負担金を787万7,000円の減額補正を行い、第1款資本的収入の合計額を1億9,093万7,000円とするものです。

補正の内容については3ページの実施計画をご覧ください。

下段の資本的収入及び支出の部の収入についてでございます。

資本的収入の第1項他会計負担金として、ドリームのうみ貸付期間中は起債償還金を一般会計から負担してもらっていましたが、ドリームのうみが返船されましたので、減額補正するものです。

1ページに戻っていただきまして、第4条 予算第6条に定められた職員給与費を1,786万3,000円の増額補正を行いまして、1億4,901万9,000に改めるものです。これについては、5ページの給与明細書の上段総括表をご覧ください。

これも先ほど、下水と水道と同じように、賞与引当繰入額を含めて記載しております。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳は7ページに記載してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 1点お尋ねしますがね、今の787万7,000円の減額補正は、ドリームのうみが戻ってきたけん、金が入らなくなったけんか、どういうことですか。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） おっしゃるとおりでございます。

10月の下旬にドリームのうみが返ってきましたんで、それ以後の分については、ドリームのうみを売船いたしまして、交通課の方で支払うんで、一般会計からの収入は減ったということでございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 散 会

○議長(山根啓志君) 以上で本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日12月6日から12月10日までは休会とし、3日目は12月11日、午後1時に開会いたしますので、御参集をお願いいたします。

本日は御苦勞さまでした。

(散会 18時35分)